

佐賀西部地域森林計画変更計画書

計画期間 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 15 年 3 月 31 日

令和 7 年度変更

佐 賀 県

○変更の理由

下記の理由により、森林法第5条第5項に基づき計画を変更する。

(1) 林道事業及び治山事業の項目について変更があったため、下記事項について変更する。

◆変更事項

Ⅱ 計画事項

第6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(開設)

変更：備考の追記（2路線）

【内訳】

伊万里市：烏帽子岳、二里・下分線

(改良)

変更前：0.7km（6路線）

変更後：0.8km（7路線）

【内訳】

唐津市：東山田

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

変更前：治山事業施行地区数 1 0 7 地区

前半5カ年の計画 6 7 地区

変更後：治山事業施行地区数 1 1 2 地区

前半5カ年の計画 7 2 地区

【内訳】

唐津市 旧唐津市：白畑

浜玉町：矢櫃

相知町：緑山

肥前町：土井ノ浦

有田町 西有田町：大木牧

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	
(1) 自然的背景	1
(2) 社会的経済的背景	1
(3) 森林・林業の概要	2
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	4
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	
(1) 基本方針	5
(2) 計画期間中の重点施策	5

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	9
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1) 森林の整備及び保全の目標	10
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	10
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	12
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	13
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	14
(3) その他必要な事項	14
2 造林に関する事項	
(1) 人工造林に関する指針	15
(2) 天然更新に関する指針	16
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	16
(4) その他必要な事項	16
3 間伐及び保育に関する事項	
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	17
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	17
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	18
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	20
(3) その他必要な事項	20
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	21
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	21
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	21
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	21
(5) 林産物の搬出方法等	22
(6) その他必要な事項	22
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	

(1) 森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	2 3
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	2 3
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する指針	2 3
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	2 4
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	2 4
(6) その他必要な事項	2 5
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	2 6
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	2 7
(3) 土地の形質変更に当たって留意すべき事項	2 7
(4) その他必要な事項	2 8
2 保安施設に関する事項	
(1) 保安林の整備に関する方針	2 9
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	2 9
(3) 治山事業の実施に関する方針	2 9
(4) 特定保安林の整備に関する方針	2 9
(5) その他必要な事項	3 0
3 鳥獣害の防止に関する事項	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	3 1
(2) その他必要な事項	3 1
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	3 1
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	3 2
(3) 林野火災の予防の方針	3 2
(4) その他必要な事項	3 2
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
1 保健機能森林の区域の基準	3 3
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	3 3
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	3 4
2 間伐面積	3 4
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	3 4
4 林道の開設及び拡張に関する計画	3 5
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	3 7
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	4 2
(3) 実施すべき治山事業の数量	4 2
6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期	4 3
第7 その他必要な事項	
1 保安林その他制限林の施業方法	4 4
(附) 参考資料	5 0

地 域 森 林 計 画 区



..... は、地域森林計画区界

I 計画の大綱

本地域森林計画は、森林法第5条第1項の規定に基づき、全国森林計画に即し、佐賀西部地域森林計画区に係る民有林について自然的条件を明らかにするとともに、社会的・経済的要請を十分考慮した森林の整備の目標、施業の基準、森林の土地の保全に関する事項を明らかにし、計画期間内における伐採、造林、間伐、林道の開設、保安林等に関する計画量を定めるものである。

本計画期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間である。

1 森林計画区の概況

(1) 自然的背景

ア 地勢、地質、土壌

本計画区は、佐賀県の北西部に位置し、北は羽金山(900m)、浮岳(805m)をもって福岡県と境をなし、東は羽金山から天山(1,046m)、八幡岳(764m)、眉山(518m)、黒髪山(516m)、神六山(477m)で佐賀東部地域森林計画区と境をなしている。南は神六山から国見山(777m)、国見岳(496m)で長崎県と境をなし、西は玄界灘に臨む松浦半島が突出している。

主な河川は、北から玉島川、松浦川、伊万里川、有田川等があり、それぞれ唐津湾・伊万里湾を経て玄界灘に注ぎ、各々の支流を含めた流域が本計画区となっている。

地形は、北には佐賀東部から続く脊振山地があり、玉島川と松浦川の間には400～600mの丘陵地を成している。計画区のほぼ中央に位置する松浦川の流域は、支流の厳木川で深い浸食谷を切り、300～500mの山地を形成しながら緩やかに唐津湾へ連なっている。有田川流域は、上流域では黒髪山を中心に標高200～300mの比較的急傾斜の山地と有田川、松浦川に沿った平坦部を形成し、下流域では水田を中心とした平坦地を形成している。東松浦半島は開析された溶岩台地を形成している。

松浦川流域以北の地質は、そのほとんどが花崗岩類からなっており、土壌はその花崗岩を母材とした砂壤土または壤土で比較的地味は良い。有田川上流域の地質は石英粗面岩が主に分布しており、全体として表土が浅く地味は劣る。中下流域ではほぼ全域が第三紀層で、山地部分はその第三紀層の上に玄武岩層が重なっている。第三紀層では砂壤土又は壤土で地味は普通であるが、玄武岩層では埴壤土または埴土となっており地味はやや劣る。東松浦半島は玄武岩溶岩流が台地面に広くあらわれ、土壌は表層土が浅く粘性が強いため、植物生育のための空気や水の保有等その構造は良くない。

イ 気象

本計画区は、玄界灘に面しているため対馬海流の影響を受け一般に温和な海洋性気候の傾向はあるが、冬期は北西の季節風が強く寒冷な気候になることがある。また、梅雨時期には地形の関係から集中豪雨の被害を受けることが多い。

過去5年間の平均気温は唐津市16.9℃、伊万里市16.4℃で、年間降水量は唐津市1,941mm、伊万里市2,338mmである。

(2) 社会的経済的背景

ア 土地利用の状況

本計画区の面積は、84,462haで県総面積244,067haの35%にあたり、そのうち、森林面積は44,428ha(うち国有林5,275ha)で、林野率は53%で県平均の45%に比べて高い。

イ 地域産業の概況

本計画区における平成30年度の総生産額は7,789億円となっており、そのうち第一次産業の純生産額は266億円(3%)で第二次、第三次産業に比べて著しく低く、林業は第一次産業の2%

を占めるにとどまっている。

特徴的な産業としては、伊万里市においては、臨海部に集成材等の木材関連産業、造船業等を中心とする工業団地が形成されている。また唐津市、伊万里市、有田町では、古来から窯業が盛んな地域であり、近年ニューセラミック等先端技術の導入が図られ、工業用地が周辺地域に拡大している。特に有田町では、窯業が主要な産業になっている。

(3) 森林・林業の概要

ア 森林資源等の状況

森林法第5条に基づく本計画区の民有林面積は39,153haで、本県民有林面積94,310haの41.5%を占めている。このうち、人工林が24,895ha(63.6%)、天然林が10,560ha(27.0%)、その他が3,698ha(9.4%)となっており、人工林率は県平均(67.2%)をやや下回っている。林種別面積、蓄積は下記の表のとおりとなっている。

森林資源の推移(5条森林) (単位:面積 ha, 蓄積 千 m^3)

区 分		平成24年度	平成29年度	令和4年度	前期との増減
人 工 林	面 積	25,036	24,909	24,895	△ 14
	蓄 積	8,766	9,871	10,886	1,015
	ha当たり蓄積(m^3 /ha)	350	396	437	41
天 然 林	面 積	10,073	10,426	10,560	134
	蓄 積	1,887	2,010	2,075	65
	ha当たり蓄積(m^3 /ha)	187	193	197	4
計	面 積	35,109	35,335	35,455	120
	蓄 積	10,653	11,881	12,961	1,080
	ha当たり蓄積(m^3 /ha)	303	336	366	30
竹 林 面 積		1,079	1,161	1,179	18
無立木地その他面積		2,938	2,560	2,519	△ 41
森 林 面 積 合 計		39,126	39,056	39,153	97
人 工 林 率 (%)		64.0%	63.8%	63.6%	△0.2

※四捨五入により計は一致しない。

イ 森林資源の推移

過去10か年の森林面積の推移をみると、平成24年度は39,126ha、5年後の平成29年度は70ha減少し、39,056haとなり、令和4年度までに97ha増加し、39,153haとなった。

ウ 伐採及び造林の動向

伐採についてみると、平成29年度～令和4年度(見込)の実績が416千 m^3 、年平均約83千 m^3 となっている。

造林については、平成29年度～令和4年度(見込)の実績が260ha、年平均52haとなっている。

エ 基盤整備の状況

令和4年度末(見込)における林道の整備状況は、173路線426km、10.9m/haで、林道密度では県平均の12.3m/haより低い水準となっている。また舗装率は83%となっており、県平均並みとなっている。

オ 森林組合の現況

本計画区には、まつら、伊万里西松浦の2森林組合がある。

まつら森林組合については、平成15年度佐賀県森林組合改革推進委員会が策定した「佐賀県森林組合改革プラン」により、平成22年度にまつら森林組合および七山村森林組合が合併し、平成22年12月1日に発足した。

カ 保安林

本計画区の保安林指定面積は、令和4年度末(見込)で8,859ha(延べ9,552ha)で計画区民有林面積の22.6%を占めており、県平均の29.6%を下回っている。種類別にみると、水源かん養保安林7,371ha(計画区民有林面積の18.8%)、土砂流出防備等災害防備保安林1,819ha(4.6%)、その他保安林362ha(0.9%)となっており、保安林のうち水源かん養保安林が83.2%と最も大きい。

キ 自然公園

本計画区には、玄海国定公園と黒髪山、八幡岳等4つの県立自然公園が指定されており、森林レクリエーションの場として親しまれている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画（計画期間H30. 4. 1～R10. 3. 31）における前半5ヶ年分の実行結果の概要及びその評価は次のとおりである。

（1）伐採立木材積

- ・主伐については、249千m³（実行歩合110%）と計画どおり達成できた。今後とも、再造林の効率化、低コスト化のための新作業システムの導入などにより、森林資源の循環利用を促進する。
- ・間伐については、造林補助事業や森林環境税事業等を活用するなどし、積極的に取り組んできたが、担い手不足や主伐が増加傾向にあることから167千m³（実行歩合60%）となった。

（2）造林面積

- ・人工造林面積については、造林作業を伴う伐採が控えられたことから260ha（実行歩合64%）となった。
- ・天然更新面積については、電力施設の保安伐採等により45ha（実行歩合225%）となった。
- ・今後は、サガンスギの植栽等による再造林のさらなる効率化、低コスト化を図るとともに、天然更新も進めていく。

（3）間伐面積

- ・間伐の面積については、造林補助事業や森林環境税事業等を活用するなどし、積極的に取り組んできたが、担い手不足や主伐が増加傾向にあることから2,438ha（実行歩合36%）となった。

（4）林道の開設及び拡張

- ・林道の開設については、近年、頻発する大規模災害の影響により、計画の16.9kmに対し、6.9km（実行歩合41%）となった。また、このうち、林業専用道については、計画の3.1kmに対し、2.1km（実行歩合68%）となった。
今後とも計画に沿って林道の開設を進め、路網の充実を図る。
- ・林道の拡張についても、同様に、計画の2.5kmに対し、0.3km（実行歩合12%）となった。なお、林業専用道の計画と実績はない。
今後も車両の安全走行、路体の維持のため、改良及び舗装の整備を進める。

（5）保安林指定面積

- ・保安林の指定については実面積ベースで8,859ha（実行歩合93%）となった。
今後とも計画に従って保安林の指定を進める。

（6）治山事業の実施状況

- ・治山事業については、集中豪雨等による新たな山地災害の発生等により、計画の46地区に対し、22地区（実行歩合48%）となった。今後とも、山地災害の復旧、予防対策など計画的に取り組む。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 基本方針

森林は、水源の涵養、県土の保全、山地災害の防止等の公益的機能の発揮及び木材等の林産物の供給を通じて、県民生活と深く結びついてきたところである。さらに近年では、森林が生物多様性の保全に寄与し、地球温暖化防止に貢献する等地球環境保全上の重要な役割に対する認識も深まりつつある。一方、木材の輸入増加等を主因とした、木材価格の長期低迷、森林整備の担い手の減少・高齢化などにより林業生産活動が停滞し、手入れがなされずに放置され、荒廃した森林が増えつつある。また、余暇時間の増大に伴い、森林の保健・文化・教育的な利用に対するニーズは一層高度化・多様化するものと考えられる。

このような現状の下で、森林の有する多面的な機能の高度発揮に対する県民の期待に応えていくためには、「森林保全ゾーン」、「林業振興ゾーン」（Ⅱ第2の1（2）参照）を念頭に、長伐期施業等の計画的な実施や天然生林の的確な保全・管理、木材資源の効率的な循環・利用のための適切な保育・間伐の実施など、森林を健全な状態で育成し、循環させるという森林資源の質的充実を基軸とした整備を図ることが必要である。

また、森林レクリエーションの場、森林教育の場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場合、都市と山村の交流の場等として森林空間を様々に利用する森林の総合利用に対応した多様な森林資源の整備を推進する必要がある。

さらに、森林整備の基盤として、路網の整備促進を図るとともに、生産及び加工・流通における条件整備を地域一体となって積極的に取り組むことが必要である。

上記を踏まえ、佐賀県では、平成24年3月に「新しい佐賀の森林づくりビジョン(ver.2)」を策定し、新たな理念のもと森林づくりを進めている。このビジョンでは、森林の多面的機能の発揮を重視し、針葉樹人工林においては間伐を着実に推進しつつ、針広混交林化、広葉樹林化など多様な森林づくりに積極的に取り組むとともに、森林資源の持続的利用を図るため、適切な施業を計画的に実行していくこととしている。

今回樹立する佐賀西部地域森林計画では、森林・林業基本計画及び全国森林計画に即し、また「新しい佐賀の森林づくりビジョン(ver.2)」の理念及び地域の特性を踏まえ、森林の整備の目標、森林施業、林道の開設、森林の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものである。

(2) 計画期間中の重点施策

ア 多様なニーズに応える多様な森林づくりの推進

全国森林計画に示された森林の姿を具体化するとともに、「新しい佐賀の森林づくりビジョン(Ver.2)」の理念を実現するため、県民協働により10年間で5万haの森林整備や100万本の広葉樹植栽などを行う「こだまの森林づくり」として、次に掲げる事項に取り組む。実施にあたっては、これらの取り組みを重点的に実施する地域を設定し、投資効果を高めるとともに、他の地域に対して取り組みの成果を広げていくことを目指す。

(ア) 水資源を守る森林整備

- a 人工林については、それぞれの自然条件等にあった適正な整備を図りつつ、長伐期林、針広混交林等に誘導し、森林資源の多様化を図る。また、県民の多様なニーズを踏まえ、風致・景観等にも配慮し、広葉樹造林及び針広混交林の造成を推進する。
- b 本計画区の森林資源は、人工林の齢級別面積が11齢級を中心としたピラミッド型の構成となり、着実に充実しつつあるものの、間伐を必要とする林分が依然として多い。

このため、市町、林業事業体と連携した普及指導に努めるとともに、間伐施業の共同化、作業路網の整備、高性能林業機械の導入等条件整備を図り、効率的な間伐を推

進する。

(イ) 防災につながる森林整備

台風や集中豪雨に起因する土砂の崩壊等に伴う山地災害に対処するため、以下の点を推進する。

- a 山地災害危険地区の整備
- b 水源かん養機能の維持・向上のための水源山地の森林整備
- c 快適な生活環境を保全形成するための生活環境保全林整備事業を含めた都市周辺の整備
- d 水源のかん養、土砂流出の防備、公衆の保健を目的とした保安林指定の推進
- e 保安林機能の質的向上に資するための除伐・間伐の積極的な実施

(ウ) うるおいとやすらぎのある森林・生命を育む森林整備

森林浴などの場として親しまれる森林、及び野生動植物などの自然環境を保全する必要のある森林については、本来の自然植生に十分注意を払いながら保全管理するとともに、必要に応じ広葉樹林の育成や針広混交林への誘導を図る。また、以下の施策を推進し森や緑を育成していく。

- a 県単独事業や、緑の基金事業等も活用した彩りのある緑づくりの推進
- b 生態系の保全等を図るための、緑化用苗木の県内生産の推進

(エ) 木材等環境資源の生産に対応した森林整備

木材は、二酸化炭素の貯蔵、排出抑制を通じて地球温暖化防止に貢献するとともに、人に心地よい感覚を与えたり、再生産が可能であるなど、人と環境に優しい資材である。

また、木材の利用により、地域の林業・木材産業を活性化させ、森林整備を促進することで、森林の多面的機能の発揮が期待される。このことから、森林の健全性を確保し、需要に応じた木材を供給するため、以下の施策を推進する。

- a 森林の適正な管理を行い、林業生産を活性化するには、素材等の生産コストを縮減することが重要であるため、施業の集団化や機械化により効率化を図るとともに、林道、作業道等の生産基盤の整備を積極的に推進する。
- b 自然条件や経営目的に応じ、適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐を推進し、持続的・安定的に木材等の生産を図る森林施業を推進する。また、伐採跡地については確実な更新を図る。

イ 多様な主体による森林整備の推進

(ア) 県民協働による森林づくり

森林は、水源の涵養、県土の保全、生活環境の保全、保健休養の場の提供、木材等林産物の供給など多様な機能を有しており、県民生活に限りない恵みを与えている。

このかけがえのない県民共通の財産である森林を育て、次の世代までしっかりと引き継いでいくために森林所有者、県民、団体・関係機関が一体となって森林づくりを推進する。

- a 県民共有の財産である森林の適正な整備・保全のため、NPOや森林ボランティアの育成、強化を図るとともに、県民の意見や要望を取り入れ、企画段階から県民の参加を促進するなど、県民協働による森林づくりを推進する。
- b 森林所有者は、施業の共同化、省力化などと併せ、造林補助事業の取り組みなどにより、森林整備の推進を図る。
- c 環境保全などの面から重要な森林で、所有者の努力では多面的機能の発揮が期待されない森林については、公的な関与により森林整備を推進する。また、造林関係補助金及び森林整備地域活動支援交付金等を通じ、森林整備に対する支援を行う。さらに、森林・林業に関する調査、試験研究、技術開発、普及指導等を推進するとともに、特に不在村森林所有者等に対し、森林整備の必要性など普及啓発活動を推進する。

(イ) 森林整備の担い手の育成

a 森林の整備全体を俯瞰すれば、その大半が林業事業体等が雇用する林業従事者によって担われていることに変わりない。しかしながら、本県における林業従事者は、近年の社会情勢の変化等から急速に減少しており、森林の整備が停滞し、森林の多面的機能の維持発揮の上からも喫緊の課題となっている。本計画区においても同様であり、林業従事者の所得・福利厚生両面から改善する必要がある。

このため、林業従事者に対する社会保障制度の充実、雇用の安定化・長期化及び就労条件の向上に努め、新規就労の促進を図るものとする。また、林業従事者の育成や、林業労働安全衛生対策等を推進し、林業従事者の就労環境の向上を図る。さらに、佐賀県林業の魅力発信に努めるとともに、林業従事者を新たに見出し教育する取組を推進する。

b 地域林業の中核となっている森林組合は2組合設立されている。今後、適正な森林施業のもと、地域の森林整備の中心的な担い手として経営基盤の一層の強化を図るため、森林施業の集約化を推進する。

一方、生産森林組合についても、大部分が木材価格の低迷等から生産基盤が弱く苦しい経営状況に置かれている。生産森林組合は、地域林業の担い手であることから、組織強化を図り、適正な森林管理の実行による経営の健全化及び組合指導者の育成を行うことなどにより、経営の改善を図る。

また、素材生産業者等の林業事業体についても組織が脆弱であり、質の高い事業体の育成強化を図るため、経営の活性化・効率化及び加工流通部門との円滑な連携を推進する。

ウ 森林の多様な活用の推進

(ア) 木材等森林資源の持続的利用

a 木材価格の長期低迷と経営コストも上昇による採算性の悪化、それに伴う森林所有者の経営意欲の低下により、林業の生産活動は停滞している。このような状況を打開するためには、各般にわたる県産木材の需要拡大がきわめて重要である。このため、木材利用の普及啓発の強化、公共事業への木材利用の推進、公共施設の木造・内装木質化、県産木材を使った木造住宅の新築等に対する助成などにより、木材需要の拡大を図る。また、木材の利用が森林整備の促進や、地球温暖化の抑止、あるいは健康の増進等につながることへの県民の理解を深めるため、普及啓発活動を推進する。

b 伐採から製材まで一定の基準で管理・生産する県産乾燥材や、間伐材を利用した丸棒加工場や集成材工場など、用途別に生産・加工・流通の各部門の連携強化等による県産木材の安定供給体制の整備、マーケティング活動の展開等を推進する。

c 県産シイタケや新たな製品の生産促進と消費拡大、地産地消に努める。県民にとって安心・安全な食品の提供と、林家の短期収入源として、特用林産物の生産促進と需要拡大を図る。

d 林地残材や製材工場で発生するおが屑、建設発生木材等、木質バイオマスを環境への負荷の小さいエネルギー源として利用することが注目されている。地球温暖化防止、循環型社会の形成、林業の活性化といった観点から、未利用木質バイオマスの利用を推進する。

(イ) 森林の多角的利用

森林及び山村地域は、その自然景観や山村が伝統的に育んできた文化等により、都市住民に安らぎと潤いを与えている。

このような中、近年、森林レクリエーションや森林療法（森林セラピー）に対する関心が高まっている。

本計画区においても、このような特色ある資源の掘り起こしを行うなど、森林総合利用を通じた都市との交流を推進し、山村の活性化を図る。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする森林の区域は下記のとおりとする。

なお、下記の森林については次の(1)～(3)までの事項の対象となる。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に基づく開発行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出

市町村別森林面積

(単位：ha)

区 分	面 積	備 考
総 数	39,153	
唐津農林事務所	24,071	
唐 津 市	23,088	旧唐津市、旧浜玉町、旧七山村、 旧巖木町、旧相知町、旧北波多村、 旧肥前町、旧鎮西町、旧呼子町が合併
玄 海 町	983	
伊万里農林事務所	15,082	
伊 万 里 市	12,497	
有 田 町	2,585	旧有田町、旧西有田町が合併

※1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

※2 森林計画図の縦覧場所は、佐賀県農林水産部森林整備課及び関係農林事務所並びに関係市役所、町役場とする。

※3 四捨五入により計は一致しない。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林のおかれている自然的、社会的、経済的諸条件を勘案の上、森林の有する機能ごとにその機能の発揮の上から望ましい森林の姿を、次のとおり定める。

区分	森林の有する機能	機能の発揮の上から望ましい森林の姿
森林 保 全 ゾ ー ン	水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
	山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
	快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、大気の浄化、騒音や粉塵等の影響を緩和し、良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林
	保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有し、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション機能の維持増進を図る施設が整備されている森林
	文化機能	史跡、名勝等が存在する森林、又は、これらと一体的となり、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林
	生物多様性保全機能	一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されている森林
林業 振 興 ゾ ー ン	木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健/レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の発揮を期待する「森林保全ゾーン」、木材等生産機能の発揮を期待する「林業振興ゾーン」に区分し、各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮にも配慮しつつ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病害虫や野生鳥獣による被害の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進することとする。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化にも配慮する。また、近年の森林に対する要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。

これらについては、森林クラウドシステムを効果的に活用し、総合的な森林資源の管理や効率的な施業の推進を図ることとする。

なお、発揮を期待する機能に応じた森林の区分ごとの森林整備の基本方針については、以下のとおり定めることとする。

ア 「森林保全ゾーン」

特に水源涵養機能又は山地災害防止機能を増進させる必要のある森林について、良質な水の安定供給又は災害に強い県土基盤を形成する観点から、水源涵養又は山地災害防止の機能/土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進し、必要に応じて保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、長伐期施業など高齢級の森林への誘導等を基本とする森林整備を推進するとともに、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源の涵養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山腹の安定等を図る必要がある場合には、山地保全対策に努め、県土の保全と安全で住みよい環境の整備を図る。

また、県民の快適かつ文化的な生活環境の保全のため、県民のニーズに応じて樹種の多様性を維持・増進すると共に、生活環境の保全、保健、風致の保全等のための保安林の指定やその適切な森林管理を推進することとする。

なお、とりわけ、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

イ 「林業振興ゾーン」

特に木材等生産機能を増進させる必要のある森林について、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐の実施を推進することとする。

この場合、施業の集約化や機械化及び路網の整備を通じた効率的な整備を推進することとする。

具体的には、自然条件や経営目的に応じ、適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐を推進し、森林の健全性を確保することにより、持続的・安定的に木材等の生産を図る森林施業を推進することとし、高い成長量を有する単層状態の森林や、群状・帯状の抜き伐りと集約的な作業によって常時多様な立木が存する複層状態の森林等を造成するための森林施業を推進する。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

(単位 面積：ha，蓄積：m³/ha)

区 分		現 況	計 画 期 末
面 積	育 成 単 層 林 面 積	24,761	24,789
	育 成 複 層 林 面 積	134	134
	天 然 生 林	10,560	10,549
森 林 蓄 積		366	399

- ※ 育成単層林：森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。
 育成複層林：森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。
 天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林施業を実施するに当たっては、第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急と言った自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。さらに、花粉発生源となるスギ等の人工林の伐採を促進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととする。

立木の伐採の標準的な方法及び立木の標準伐期齢については、次の事項を指針として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案し、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて、森林の有する多面的機能の維持増進に配慮して行うこととし、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮することとする。

また、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとする。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全のため、必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

なお、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

ア 皆伐

主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、保残帯を設け、伐採箇所については的確な更新を図ることとする。

イ 択伐

主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の主伐の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町の区域に生育する主要な樹種ごとに、市町の区域内の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとし、施業の体系が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定めることとする。

なお、標準伐期齢は地域を通じた標準的な立木の主伐の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるためのものではない。

地 区	樹 種					
	サガンスギ	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	クヌギ	その他広葉樹
佐賀西部 計 画 区	30年	35年	40年	30年	10年	15年

(3) その他必要な事項

特になし

2 造林に関する事項

裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。

また、更新に当たっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（サガンスギ等）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

（１）人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

人工造林の対象樹種、人工造林の標準的な方法及び伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次の事項を指針として、地域の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案し、人工造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに木材需要にも配慮した樹種を選定することとし、木材生産等を念頭に置き、成長に優れ、強度を有し、花粉が少ないサガンスギ等（次世代スギ精英樹）やヒノキ等針葉樹を植栽する。

なお、サガンスギをはじめとした、成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木の増加に努める。

また、クヌギ等有用広葉樹のほか、特に生態系や景観の保全、多様な森林づくり等を主たる目的とする場合には、地域に生育する母樹から育てられた苗木（さかの樹）を活用するなど、郷土樹種による造林を推進する。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

（ア）人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に定めるものとする。

なお、画一的な植栽本数の適用につながらないよう、将来、当該森林が特に発揮すべき機能や生産を目指す木材の種類等に応じて幅広く定めるものとする。

（単位：本/ha）

樹 種	仕 立 方 法	植 栽 本 数
ス ギ	疎・中 仕 立 て	1,500～3,000
ヒ ノ キ	中 仕 立 て	2,000～3,000
ク ヌ ギ	中 仕 立 て	2,000～3,000

（イ）人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

伐採木、枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理すること、また、林地の保全に配慮するものとする。

b 植付け方法

気候その他の自然条件及び既往の植え付け方法を勘案して植え付け方法を定めるものとし、適期に植え付けること。

なお、適期とは苗木の成長開始の直前とし、2月～4月を目安とする。

また、伐採・搬出と並行して地拵え・植付けを行う一貫作業システムへの取組やコンテナ苗の活用による低密度植栽の導入などにより、作業工程の効率化に努めるものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(ア) 伐採跡地の更新については、森林の有する公益的機能の早期回復と森林資源の造成を図るため、皆伐に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、おおむね2年以内に更新を完了すること。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了すること。

(イ) 保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽すること。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新を行う林分は前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

針葉樹、カシ類、ナラ類、クス、イス、ホオノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、サクラ類、カエデ類、センノキ、ミズキ、キリ等とし、市町村森林整備計画で定める樹種とする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

更新は、主としてぼう芽及び天然下種更新とし、林床の状況等から天然稚樹の発生、生育が不十分な箇所について必要に応じ地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を行うことを定めるものとする。

a 地表処理は、かきおこし、枝条整理等の作業を、ササや粗腐植の堆積等により、天然更新が阻害されている箇所について行うことを定めるものとする。

b 刈出しは、ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うことを定めるものとする。

c 植込みは、天然下種更新の不十分な箇所について行うことを定めるものとする。

d ぼう芽による更新を行う樹種はシイ類、カシ類、ナラ類等とし、目的樹種の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、苗木の植込みを行うことを定めるものとする。

なお、天然更新の完了を確認する方法及び期待成立本数については、附録の「天然更新の完了判断基準」を規範とし、市町村森林整備計画で定めるものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、おおむね5年以内に更新を完了すること。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況などを勘案して、天然更新が期待されないものについて、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定めるものとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(4) その他必要な事項

特になし。

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育に関する事項については、次の事項を指針として、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案し、森林の間伐及び保育を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することにより、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする。また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。

特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、林分の状況に応じて列状間伐の導入に努める。

樹 種	植栽 本数	間 伐 時 期 (年)			間伐率 (本数率)	間 伐 の 方 法
		第 1 回	第 2 回	第 3 回		
ス ギ	3,000本	16～20	21～25	26～30	おおむね20～40%	原則として九州地方林分 密度管理図を利用。
ヒノキ	/ha	16～22	23～29	30～35	おおむね20～40%	
サガンスギ	2,000本 /ha	20	-	-	おおむね20～40%	サガンスギの経営モデル を利用。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育については、更新の完了後、育成しようとする樹木の成長を助け、健全な森林を育成するため、下刈り、除伐、必要に応じて鳥獣害防止対策等の作業を行うこととする。

種 類	樹 種	実 施 年 齢 ・ 回 数										備 考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10～15～20～25	
下 刈 り	ス ギ	1	1	1	1	1	1					造林木が雑草木の被圧状態になる前に、作業の省力化・効率化に留意しつつ、全刈、筋刈、坪刈等の方法により実施し、造林木が被圧されなくなるまで行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高など状況に応じて下刈回数及び実施期間を縮減できる。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1				
	サガン スギ		1	1	1							
つ る 切 り	ス ギ ヒノキ					←-----→ ←-----→						下刈と併行、下刈終了後ツル類の繁茂に応じて効率的に行う。実施時期は6～9月。
枝 打 ち	ス ギ ヒノキ								←-----→←-----→ 1回目 2～3回 ←-----→←-----→ 1回目 2～3回			実施時期は11～3月。
除 伐	ス ギ ヒノキ サガン スギ						←-----→ ←-----→ ←-----→					目的樹種の完全成材の支障となる広葉樹、かん木類を除去する。造林木の状況により形質生長の不良木を除去する。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。

このうち、公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を公益的機能別施業森林として設定することとする。

公益的機能別施業森林は、基本的に県が定める「森林保全ゾーン」内において次の事項を指針として市町村森林整備計画において設定し、区域内における森林施業方法については自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受任し得る範囲内で定めなければならない。

また、県が定める「林業振興ゾーン」内に存在する森林であって、林木の生育が良好で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林については木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域として設定することとする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、重複を認めるものとするが、その際、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域設定の基準

森林の公益的機能を高度に発揮することが求められる森林とする。求められる機能に応じて市町村森林整備計画において以下の区域を設定することとする。

なお、それぞれの区域は重複を認めることとする。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(水源涵養機能維持増進森林)

水源涵養機能の高度発揮が特に求められている森林について定めることを基本とし、個々の森林の自然条件、森林の内容、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点から踏まえて、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林について定めるものとする。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林）

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が特に求められている森林について定めることを基本とする。

個々の森林の自然条件や森林の内容を踏まえてダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林について定めるものとする。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(快適環境形成機能維持増進森林)

快適環境形成機能の高度発揮が特に求められている森林について定めることを基本とし、地域住民に日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調節する等地域の快適な生活環境の保全に資する森林又は地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林について定めるものとする。

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(保健・文化機能維持増進森林（生物多様性保全を含む）)

観光的に魅力のある自然景観や植物群落を有する森林や、史跡・名勝が存在、又は、これらと一体的となり潤いのある歴史的風致を構成している森林であって、身近な自然

や自然とのふれあいの場として住民等に憩いと学びの場を提供している森林について定めるものとする。

生物多様性保全森林については地域的に希少な生物が生育・生息する森林、陸地・水域にまたがって特有の生物が生育・生息する溪畔林を構成する森林について定めるものとする。

イ 施業の方法に関する指針

区域が重複している森林については公益的機能の発揮に支障が生じることがないように施業方法を定めるものとする。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(水源涵養機能維持増進森林)

当該森林においては伐期の間隔の拡大を行うとともに、次の条件のいずれかに該当する森林については、小面積皆伐を推進するものとする。

- a 地形について
 - (a) 標高の高い地域
 - (b) 傾斜が急峻な地域
 - (c) 谷密度の大きい地域
 - (d) 起伏量の大きい地域
 - (e) 溪床又は河床勾配の急な地域
 - (f) 掌状型集水区域
- b 気象について
 - (a) 年平均又は季節的降水量の多い地域
 - (b) 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
- c その他
大面積の皆伐が行われがちな地域

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林）

当該森林においては伐期を標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、小面積皆伐を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、特に次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の小面積皆伐による複層林施業を行うものとする。

- a 地形について
 - (a) 傾斜が急な箇所であること。
 - (b) 傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。
 - (c) 山腹の凹曲線部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。
- b 地質
 - (a) 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
 - (b) 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
 - (c) 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。
 - (d) 流れ盤となっている箇所であること。
- c 土壌等
 - (a) 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所であること。
 - (b) 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。
 - (c) 石礫地からなっている箇所であること。
 - (d) 表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所であること。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

当該森林においては伐期を標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、小面積皆伐を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、特に次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の小面積皆伐による複層林施業を行うこととする。

- a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
- b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- c 気象緩和、騒音防止等の機能を發揮している森林

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(保健・文化機能維持増進森林(生物多様性保全を含む))

当該森林においては伐期を標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、小面積皆伐を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、特に次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の小面積皆伐による複層林施業を行うこととする。

また、特に、地域独自の景観が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合については市町村森林整備計画においてその旨を記述することとする。

- a 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望から点から望見されるもの
- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林
- d 地域的に希少な生物の保護のため必要な森林(択伐に限る)

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域設定の基準

木材として利用することに適した樹木により構成され、その生育が良好な森林であって、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林とする。

区域については市町村森林整備計画で定めることとし、公益的機能別施業森林との重複を認める。また、この区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて設定することとする。

イ 施業の方法に関する指針

森林の公益的機能の發揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めることとする。

なお、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

(3) その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、林道網の骨格となる林道が着実に整備されてきており、今後は森林施業の効率的な実施に必要な支線的林道等基幹路網の整備を積極的に行う。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、効率的な森林施業を推進するための路網密度水準を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえて整備を行う。

基幹路網の整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。

また、既存の森林作業道等のうち、今後も継続的に活用されるものは恒久的な路網として改良を行い、林道として認定を行うなど既存ストックの活用により効率的かつ経済的な整備に努める。

○基幹路網の現況

単位 延長：k m		
区分	路線数	延長
基幹路網	173	426
うち林業専用道	3	5

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

○効率的な森林施業を推進するための路網密度水準

単位 路網密度：m/ha			
区分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	110m/ha 以上	35m/ha
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	85m/ha 以上	25m/ha
	架線系作業システム	25m/ha 以上	25m/ha
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60m/ha 以上	16m/ha
	架線系作業システム	20m/ha 以上	16m/ha
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5m/ha 以上	5m/ha

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的考え方

林業振興ゾーンにおいて、傾斜区分が25°以下かつ林道等からの最大集材距離・搬出距離が200m以下である区域については、林道等基幹路網の整備と併せて森林作業道等を積極的に開設し、効率的な森林施業を行うための基盤整備を推進することとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網を整備するため、路網整備に当たっては、国が定めた林道規定、林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針を基本として、知事が定めた各指針に則り開設することとする。

（５）林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け 2 林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて行うこととし、土砂の流出を未然に防止し、林地保全を図るとともに、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮することとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

次のいずれかに該当する森林であって、特に林産物の搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を来すものについては、架線集材によることとする。

（ア）地 形

- a 傾斜が急な箇所であること。
- b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。
- c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。

（イ）地 質

- a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
- b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
- c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。
- d 流れ盤となっている箇所であること。

（ウ）土壌等

- a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。
- b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。
- c 石礫地から成っている箇所であること。

（６）その他必要な事項

特になし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザー測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めるとともに、流域内の公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。

(1) 森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ

林業を専業としない森林所有者及び不在村森林所有者が多い地域等にあつては、森林組合等への長期の施業委託を促進するものとする。

イ 森林経営規模の拡大に関する方針

市町、農林事務所（森林総合監理士・林業普及指導員）、森林組合や林業事業体等は、佐賀県林業の再生のために、森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林所有者との信頼関係を構築しつつ、施業集約化等を推進するため、施業内容やコスト等を明示する提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、県においては、実務を担う森林施業プランナーの育成や能力向上に対する支援、関係部署との連携による境界の明確化や所有者情報の把握・提供に努めることとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の体質強化

長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、零細規模の事業体の組織化、及び施業の集約化等による経営規模の拡大及び林業機械化の促進、ICTを活用した生産管理手法の導入等による組織・経営基盤の安定・強化を推進するなど林業事業体の体質強化を図るものとする。

イ 林業就業者の養成及び確保

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、さが林業アカデミーで

学ぶ若者等や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など多様な林業従事者の裾野拡大、女性等の活躍・定着等に取り組む。また、林業事業体の体質強化により作業中断時の就労に必要な施設の整備、広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険制度及び退職金共済制度等への加入や通年雇用化を促進し、就労条件の改善を図るとともに、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善を図る。また、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の向上を図り、若年就業者にとって魅力ある労働環境の整備に努めるものとする。

ウ 林業後継者の育成

林家の子弟等が林業に関心を持ち続け林業に就労しうる環境を醸成するとともに、林研グループ等若手林業後継者の活動を支援し、林業後継者を育成・確保するものとする。また、後継者が安定して林業経営を維持できるよう特用林産物の生産等複合経営の導入、生活環境の改善等に努めるものとする。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林の多様な機能を持続的に発揮できる施業を目指し、森林資源の循環利用を適切に進めていくため、間伐等非皆伐作業及び小面積皆伐作業を効率的に実施し、地域の作業条件にきめ細かく対応しつつ、労働強度の軽減と省力化を図る作業システムの構築を目指す。

○作業システム

現地の状況に応じ、スイングヤーダ、プロセッサ、フォワーダ等による集材・造材・運搬を行うなど、木材生産コスト削減を図る。なお、環境負荷低減の観点から、機械作業による土壌の攪乱、締め固め及び残存木への被害を極力抑えることに配慮することとする。

なお、指向すべき作業システムの考え方は次の表を参考に定めるものとする。

表 作業システムの例

区 分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150 ～ 200	30 ～ 75	ハーベスタ	グラップル ウインチ	(ハーベスタ)	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	200 ～ 300	40 ～ 100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	(ハーベスタ) プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100 ～ 300	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	トラック
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300 ～ 500	50 ～ 125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150 ～ 500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	トラック
急峻地 (35° ～)	架線系	500 ～1500	500 ～1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注：この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により現しつつ、傾斜及び路網密度と関連付けたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整するものである。なお、「グラップル」には、ロングリーチ・グラップルを含む。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材流通の合理化

流域を単位として計画的な木材生産を推進し、伐出の共同化の促進等により出材ロットの拡大を図るとともに、事業者が取り扱う木材は合法伐採木材等となるよう取組を強化する。

また、大径木製材工場、集成材工場、バイオマス発電施設へ木材を供給する流通体制の整備に努めるものとする。

イ 木材加工の合理化

地域材の加工の低コスト化、高付加価値化を図るため、高性能機械の導入による製材工場等の近代化や高次加工工場の導入等に努めるものとする。また、建築物の木造・木質化により、建築資材として需要の増加が見込まれることから製材品の量産に努めるものとする。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、地域材の産地形成の推進などについて地域の林業関係者等の合意形成に努めるものとする。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興を図るため、用排水施設、集落広場、保健増進施設等の生活環境等の整備により、レクリエーションや環境教育等の場として都市と山村の交流に努めるものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(単位: ha)

所 在		面積	留意すべき事項	備 考	
市町村	地区（大字）				
佐賀西部 計画区計		(693) 8,855	「保安林」につ いては、各保安 林の指定施業要 件により保全機 能の確保を図る ものとする。	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 防風保安林 落石防止保安林 潮害防備保安林 干害防備保安林 魚つき保安林 航行目標保安林 保健保安林 風致保安林	7,369 (341) 1,160 264 5 (29) - 18 15 2 (323) 16 6
唐津農林 事務所計		(425) 6,095	〃	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 防風保安林 落石防止保安林 潮害防備保安林 魚つき保安林 航行目標保安林 保健保安林 風致保安林	5,191 (321) 597 264 5 (29) - 14 2 (75) 16 6
唐津市 (旧唐津)	菅牟田・菜畑・二夕子・佐志・佐志浜町・ 枝去木・鳩川・西唐津・高島・八幡町・ 大島・神田・熊ノ峰・重河内・竹木場・ 唐房・西大島町・東大島町・見借 (大良) 後川内 (鏡) 鏡・柏崎・半田・宇木 (鬼塚) 山本・石志・畑島・山田・千々賀・養母田・ 和多田 (久里) 夕日 (湊) 相賀・湊町・屋形石・横野・中里・神集島 (浜玉) 横田下・東山田・山瀬・洲上・谷口・岡口・ 五反田・平原・鳥巢・浜崎 (七山) 白木・藤川・荒川・馬川・池原・木浦・仁 部・滝川 (厳木) 天川・星領・広川・鳥越・平之・浦川内・ 広瀬・中島・牧瀬・瀬戸木場・厳木・浪瀬・ 岩屋・本山 (相知) 大野・黒岩・伊岐佐・千束・横枕・湯屋・ 田頭・楠・町切・長部田・相知・平山上・ 平山下・佐里・久保・牟田部 (北波多) 大杉・岸山・稗田・志気・山彦・成瀬 (肥前) 入野・星賀・向島・納所・鶴牧・寺浦・新 木場・田野・切木・赤坂・中浦・満越・ 仁田野尾 (打上) 打上・横竹・石室・加倉・八床・菖蒲・ 赤木 (名護屋) 野元・名護屋・串・波戸・加唐島・ 馬渡島・松島 (呼子) 呼子・殿ノ浦・小友・大友・加部島・小川 島 上記各大字の一部	(425) 6,029	〃	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 防風保安林 落石防止保安林 潮害防備保安林 魚つき保安林 航行目標保安林 保健保安林 風致保安林	5,191 (321) 553 243 5 (29) - 13 2 (75) 16 6
玄海町	有浦下・有浦上・諸浦・牟形・座川内・ 湯野尾・田代・今村・普恩寺・石田・ 仮屋・大串 上記各大字の一部	66	〃	土砂流出防備保安林 防風保安林 魚つき保安林	44 21 1

所 在		面積	留意すべき事項	備 考
市町村	地区（大字）			
伊 万 里 農林事務 所計		(268) 2,760	「保安林」については、各保安林の指定施業要件により保全機能の確保を図るものとする。	水源かん養保安林 2,178 土砂流出防備保安林 (20) 563 干害防備保安林 18 魚つき保安林 1 保健保安林 (248) -
伊万里市 (伊万里) (黒川) (波多津) (南波多) (大川) (松浦) (二里) (東山代) (山代)	大川内町甲・大川内町乙・大川内町丙・脇田町・木須町・大坪町甲・大坪町乙・立花町 大黒川・小黒川・黒塩・椿原・清水・立目・牟田・畑川内・真手野 木場・筒井・畑津・内野・煤屋・辻 府招・原屋敷・高瀬・水留・古里・谷口 大川野・川西・駒鳴・立川・山口・東田代・川原 桃川・提川 中里甲・中里乙・大里甲・大里乙 長浜・大久保・滝川内・川内野・脇野 楠久・福川内・城・峰・久原・立岩・西分・西大久保・東分 上記各大字の一部	(89) 1,857	〃	水源かん養保安林 1,412 土砂流出防備保安林 431 干害防備保安林 13 魚つき保安林 1 保健保安林 (89) -
有田町 (有田) (西有田)	泉山・中樽・上幸平・大樽・赤絵町・岩谷川内・境野・古木場・戸矢・大野・桑古場・戸杓・外尾町・黒牟田・応法・南原・南山 原明・楠木原・上本・北ノ川内・仏ノ原・下内野・上内野・蔵宿・桑木原・山本・大木宿・立部・広瀬・広瀬山・岳・山谷切口・上山谷・下山谷・山谷牧・二ノ瀬	(179) 903	〃	水源かん養保安林 766 土砂流出防備保安林 (20) 132 干害防備保安林 5 保健保安林 (159) -

※令和3年度末で保安林指定が確定した面積を計上

() 書きは兼種保安林

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質変更にあたって留意すべき事項

森林の土地の保全については第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標及びその森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとする。

また(2)に該当する森林については、森林の土地の保全に特に留意するものとする。

なお、土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切り取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

特に、太陽光発電施設の設置にあたっては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が全国的に高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透機能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取り組みの実施等に配慮するものとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規正法（昭和36年法律第

191号)に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用するものとする。

(4) その他必要な事項

ア その行為が、開発の許可を要するものについては、森林法第10条の2第2項の各号を満たす計画であること。

イ 許可制の適用を受けない開発行為にあってもアの主旨に沿って行われるよう努めること。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項」に則し、森林に関する自然的条件、社会的要請により公益的機能の発揮が特に要請される森林については、保安林として指定する。

保安林に指定した森林のうち、急傾斜地など立地条件が悪く、森林所有者の自助努力によっては適正な整備が見込めない森林については、治山事業等の公的関与による森林整備を推進することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害・水害・潮害・干害・雪害又は霧害の防備、なだれ又は落石の危険防止、火災の防備のいずれかの目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において保安施設地区として指定する。

なお、保安施設地区としての指定有効期間の満了の時に森林であるものは、既に保安林となっているものを除き、保安林へ転換し、管理するものとする。

(3) 治山事業の実施に関する方針

第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林整備並びに溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設整備を行う。なお、その際、流域治水の取組と連携し浸透・保水機能の維持・向上を図り、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採等に努めることとする。また、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて在来種による緑化など生物多様性の保全に努めることとする。

さらに、山地災害危険地区について、市町等に対して情報提供するとともに、各種地域防災計画を踏まえた災害の未然防止及び軽減に向けた治山対策を効果的に進めていくこととする。

(4) 特定保安林の整備に関する方針

指定の目的に即して機能を発揮していないと認められる保安林であって、その区域内に下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するために早急に施業が実施されることが相当であり、かつ、施業を行うことにより早期に機能の回復・増進が図られると見込まれる森林（要整備森林）を含むものについては当該保安林を特定保安林として指定する。

特定保安林及び要整備森林の所在や実施すべき施業の方法及び時期等については第6の6に示す。

(5) その他必要な事項

特になし。

3 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害の防止に関する事項では、ニホンジカ等の日本各地で深刻な森林被害をもたらしている鳥獣に関して各方針を定めることとする。

ニホンジカ等による被害がある森林、若しくは、被害が発生する恐れがある森林が確認された場合は、その区域等を明確化して鳥獣害防止対策を推進することとする。

なお、具体的な区域や防止の方法については、次の事項を規範として市町村森林整備計画において定めることとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に則して、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、必要に応じて鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するための防護柵や幼齢木保護具等の効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

ア 鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法の方針

鳥獣害の防止の方法が実施された区域について、被害防止効果の発揮が期待できる適切な実施状況となっているか確認するための方法を定めることとする。

なお、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するための方法については、必要に応じて、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等の確認に有効な方法について定めることとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

ア 松くい虫被害については、森林資源として重要な松林を保全するために松林の整備を行うとともに、徹底した松くい虫被害対策を図る。

特に、森林病虫害等防除法第7条の5第1項の規定により指定された高度公益機能森林及び被害拡大防止森林並びに同法第7条の10第1項の規定により策定される地区実施計画の対象松林（以下、「対策対象松林」と総称する。）については、周辺環境や被害状況等を総合的に考慮し、松林ごとに適した防除を計画的に推進するため、「松くい虫被害対策事業推進計画」を策定する。

なお、市町長は、当該市町の区域内の対策対象松林における自主的な被害対策の推進を図るため、「松くい虫被害対策事業推進計画」に即して、「松くい虫被害対策自主事業計画」

を策定するものとする。

また、これらの計画については、次に掲げる事項について定めることとし、計画期間は策定年度の4月1日を始期とする5カ年間とする。

(ア) 松くい虫被害対策推進計画

- a 松くい虫被害対策事業の実施方針
- b 松くい虫被害対策事業の実施に関する基本計画
 - 松くい虫防除実施事業の基本計画
 - 松林健全化整備事業の基本計画
 - 樹種転換実施事業の基本計画
- c その他松くい虫の被害対策に関連する事業に関する事項

(イ) 松くい虫被害対策自主事業計画

- a 自主事業計画の対象松林の区域
- b 自主防除事業の実施計画
- c 松林健全化整備事業の実施計画
- d 樹種転換実施事業の実施計画

イ ナラ枯れについては、現在は本州の日本海側を中心に発生しているが、防除においては、被害の発生を迅速に把握し初期段階で防除を行うことが重要であることから、被害発生への注意喚起を行うこと等により、被害監視体制を整備するとともに、必要に応じて里山等における広葉樹の整備を通じた被害の未然防止を検討していくこととする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3 (1) アに定める対象鳥獣以外の鳥獣害については、農地が中心となっているが、里山を中心とした森林においても被害が発生していることから、有害鳥獣対策担当部局と連携し、被害の防止に努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

ア 林野火災の予防に関する事項

林野火災の発生件数は年により増減があるが、入林者が増加する春を中心として、防火意識を高める啓発活動を行うとともに、林野火災の拡大を防止するため、必要に応じ防火線、防火水槽等の施設を設置する。

イ 火入れに関する事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを行う際には市町村森林整備計画に定められる留意事項に従って行うこと。

(4) その他必要な事項

ア 森林の巡視に関する事項

森林の巡視の際は、火災の防止、有害鳥獣若しくは病虫害による被害の防止、風水害、その他災害による被害の防止に努めること。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の被害を防止するため、必要な保護標識等を設置するものとする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成や周辺における森林レクリエーションの動向、森林療法（森林セラピー）に対する要望等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の動向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源かん養機能や国土保全機能等森林の有する諸機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策などを行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の動向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定め、施設の高さを検討するうえでは、施設周辺の期待平均樹高も考慮するものとする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	1,239	1,229	10	659	649	10	580	580	－
前半5カ年の 計画量	560	553	7	285	278	7	275	275	－

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総数	8,462
前半5カ年の計画量	4,394

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総数	1,199	56
前半5カ年の計画量	528	24

「第6の4」について、次のとおり変更する。

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(開 設)				(単位 延長：Km， 面積：ha)							
開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置	路 線 名	延 長	利用区 域面積	前半 5 カ年 の計画箇所	対図面 番 号	備 考		
開設	自動車道	林 道	唐津市	上場 1 号	1.0	20	○	6001			
				サイコン	1.0	30		5504			
				金草～白木	1.6	700		2002			
				作礼山 1 号	0.8	30		6003			
				作礼山 2 号	0.5	25		6004			
				作礼山 3 号	1.0	40		6006			
				杉宇土～長尾造之	1.0	32		5415			
				黒岩	0.4	14		5432			
				上ホヲジ	1.0	30		5416			
				向野	3.5	185		4405			
				大谷	0.8	26		6406			
				大塔	0.4	25		6407			
				小馬ヶ倉北	0.5	61		6412			
				長畑～野々平	0.6	57		5438			
				日の高地	0.6	128		4409			
			小 計	(15 路線)	14.7						
開設	自動車道	林 道	伊万里市	烏帽子岳	2.5	252	○	3600	指定林道		
				大陣岳	0.4	300		3603			
				倉谷	0.5	80		4604			
				畑津	0.5	80		4601			
				小黒川～木須	0.5	300		3604			
				畑川内～屋敷野	1.0	300		5648			
				福田～木場	0.4	600		5649			
				二里・下分線	2.8	276		○		3602	指定林道
				滝川内・川内野	1.0	205				3605	
			小 計	(9 路線)	9.6						
			有田町	勝負～上内野	0.8	12		6626			
				勝負～岳	0.3	55		6619			
				大木牧～竜門	0.3	32		5633			
				白土山	0.5	10		6623			
				山谷牧～南谷	0.3	30		5640			
				山門～部子	0.3	30		5641			
南野	0.6	10		6622							
竹ノ上～栗原	0.4	10		6621							
下ノ原～上舞原	0.7	20		6618							
小 計	(9 路線)	4.2									
小 計				(33 路線)	28.5						
開設	自動車道	林業専用道	唐津市	袋底下獄	0.4	43	○	5015			
				三方	1.2	46	○	5016			
				あせび	1.5	25	○	6417			
			小 計	(3 路線)	3.1						
開設	自動車道	林業専用道	伊万里市	椎峯山	0.3	30		5614			
				花房支	0.3	30		5622			
			小 計	(2 路線)	0.6						
小 計				(5 路線)	3.7						
合 計				(38 路線)	32.2						

(改 良)

(単位 延長：Km , 面積：ha)

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置	路 線 名	延 長	利用区 域面積	前半 5 カ年 の計画箇所	対図面 番 号	備 考
改良	自動車道	林 道	唐津市	佐賀北部	0.1	1,832	○	1002	
				天川～大屋敷	0.1	55	○	4411	
				星領～あせび線	0.1	261	○	3401	
				古瀬支線	0.1	57	○	4418	
				東山田	0.1	111	○	4003	
			小 計	(5 路線)	0.5				
			伊万里市	野々頭	0.1	27	○	6606	
				小 計	(1 路線)	0.1			
			有田町	岩越～八幡元	0.2	282	○	3601	
小 計	(1 路線)	0.2							
合 計				(7 路線)	0.8				

(舗 装)

(単位 延長：Km , 面積：ha)

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置	路 線 名	延 長	利用区 域面積	前半 5 カ年 の計画箇所	対図面 番 号	備 考
舗装	自動車道	林 道	唐津市	奥平野	0.2	33	○	6416	
				宇木～半田	2.0	163	○	3405	
			小 計	(2 路線)	2.2				
			有田町	原明	1.5	35		5639	
				桑々田	1.5	67		4631	
				小 計	(2 路線)	3.0			
合 計				(4 路線)	5.2				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位：ha)

保安林の種類	面 積		備 考
		前半5カ年の計画面積	
総数（実面積）	10,089	9,474	
水源かん養のための保安林	7,976	7,673	
災害防備のための保安林	2,387	2,103	
保健、風致の保存等のための保安林	363	362	

※1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定されている保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳に一致しない。

②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位:ha)

指定／ 解除	種類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市町村	区 域 (大字)		うち前半 5年分		
指定	水 源 かん養	唐津市		442	224	水資源の確保の ため森林の施業 を制限する必要 がある。	
		(旧唐津)	神田・重河内・菅牟田・熊ノ峰・唐川・竹木場				
		(鏡)	半田・宇木・柏崎				
		(久里)	夕日				
		(浜玉)	東山田・谷口・平原甲・平原乙・鳥巢				
		(七山)	白木・池原				
		(厳木)	天川・広川				
		(相知)	大野・黒岩・伊岐佐・千束・湯屋・田頭				
		(北波多)	岸山・稗田・行合野				
		(肥前)	切木				
		(鎮西打上)	加倉・菖蒲				
		伊万里市		104	49		
		(伊万里)	大坪町乙				
		(大川)	川西・駒鳴・立川・山口				
		(黒川)	真手野				
		(東山代)	天神・浦川内・脇野・滝川内				
		(南波多)	原屋敷・府招				
		有田町		59	29		
		(西有田)	広瀬・広瀬山				
		計		605	302		
指定	土砂流出 防 備	唐津市		314	161	当地区は、花崗 岩、玄武岩等の 風化した土層が 多く、崩壊しや すい。これに対 する森林の保全 機能は高い。こ のため森林の施 業を制限する必 要がある。	
		(旧唐津)	大島				
		(湊)	横野				
		(鏡)	鏡				
		(浜玉)	横田下・平原乙				
		(七山)	白木・藤川・池原				
		(厳木)	浦川内				
		(相知)	伊岐佐・田頭・平山上				
		(肥前)	田野				
		(鎮西打上)	石室・中野				
		伊万里市		121	58		
		(伊万里)	脇田町・立花町				
		(黒川)	清水・立目				
		(二里)	大里甲・中里乙				
		(南波多)	府招				
		有田町		43	21		
		(西有田)	二ノ瀬				
		計		478	240		

(単位:ha)

指定／ 解除	種類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市町村	区 域 (大字)		うち前半 5 年分		
指定	土砂崩壊 防 備	唐津市	神田・佐志・佐志浜町・浦	79	38	当地区は、花崗 岩、玄武岩等の 風化した土層が 多く、崩壊しや すい。これに対 する森林の保全 機能は高い。こ のため森林の施 業を制限する必 要がある。	
		(旧唐津)	大良・後川内				
		(大 良)	鏡・半田・柏崎				
		(鏡)	山田・千々賀	6	3		
		(鬼塚)	双水				
		(久里)	湊町	85	41		
		(湊)	岡口・平原乙				
		(浜玉)	白木・荒川・池原				
		(七山)	天川・星領・平之・浪瀬・厳木・岩屋				
		(厳木)	黒岩・伊岐佐・田頭・平山上・佐里・牟田部				
		(相知)	岸山・稗田・行合野・徳須恵	5	3	当地区は、簡易 水道施設の水質 保全等を図るた め、森林の施業 を制限する必要 がある。	
		(北波多)	星賀・鶴牧・入野・中浦・赤坂・杉野浦				
		(肥前)	打上・横竹・中野				
		(鎮西打上)	加部島・呼子				
		(呼子)	石田・飯屋・値賀川内・有浦上・長倉・牟 形・田代				
指定	計			5	3		
	干害防備	唐津市	平山上	1	0	公衆の保健休養 等生活に環境保 全に資するため 森林の施業を制 限する必要があ る。	
		(相知)	新木場				
		(肥前)	石室・打上				
		(鎮西町打上)	加部島				
		(呼子)		1	0		
		(相知)	後川内				
		(浜玉)	横田下・淵上・平原甲・平原乙				
		(七山)	藤川				
		(厳木)	広川				
		(相知)	千束	1,174	586		
		(肥前)	満越				
		(鎮西名護屋)	馬渡島				
		(呼子)	加部島				
	計						
合計 ※水かん・土流・土崩・干害・保健				1,174	586		

※1 合計欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳に一致しないことがある。

(単位:ha)

指定／ 解除	種類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は解除を 必要とする理由	国有保安林 との関係	備 考
		市町村	区 域（大字）		うち前半 5年分			
解除	水 源 かん養	唐津市 （ 浜玉 ） （ 七山 ） （ 厳木 ）	東山田 木浦 天川	6	3	その他 （錯誤指定）	なし	
		伊万里市 （ 大川 ） （ 黒川 ） （ 山代 ） （東山代）	東田代 牟田 東分・城 滝川内・川内野	44	22			
		有田町 （ 有田 ）	泉山・中樽	1	1			
		計		51	26			
	解除	土砂流出 防 備	唐津市 （旧唐津） （ 七山 ） （ 厳木 ） （ 相知 ）	二タ子・西唐津 仁部 天川・広瀬・平之 伊岐佐	4	2	その他 （錯誤指定）	なし
伊万里市 （ 大川 ） （東山代）			東田代 大久保	6	3			
計			10	5				
解除		防風	唐津市 （ 旧唐津 ） （ 浜玉 ） （ 肥前町 ） （ 呼子 ）	唐津・二タ子・北城内・湊町・西唐津・養母田 洲上 鶴牧・寺浦・新木場・入野 加部島	8	4	その他 （錯誤指定）	なし
	玄海町		湯野尾・普恩寺	1	1			
	計		9	5				
	解除	潮害防備	唐津市 （ 旧唐津 ） （ 肥前 ）	唐津・二タ子・北城内・湊町・養母田 新木場	14	7	その他 （錯誤指定）	なし
計		14	7					
解除	保 健	唐津市 （ 旧唐津 ）	二タ子・西唐津	1	1	その他 （錯誤指定）	なし	
	計		1	1				
合計				85	44			

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(単位：ha)

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
水源かん養保安林			5,153	5,153	5,153
土砂流出防備保安林			857	857	857
土砂崩壊防備保安林			0	0	0
計	0	0	6,009	6,009	6,009
その他の災害防備のための保安林			266	266	266
魚つき保安林			15	15	15
保健保安林			309	309	309
その他の保安林			0	0	0
計	0	0	590	590	590
合 計	0	0	6,599	6,599	6,599

※ 四捨五入により計は必ずしも一致しない

「第6の5の(3)」について、次のとおり変更する。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当無し

(3) 実施すべき治山事業の数量

(単位：地区)

森 林 の 所 在			治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市 町	区 域			前半5カ年 の計画		
	旧市町村	字				
唐津市	旧唐津市	二タ子、高島、佐志中山、佐志、河内、 星ヶ倉、神集島、佐志浜町、唐房、 <u>白畑</u>	10	6	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	浜玉町	大妙、横田上、大迫、 <u>矢櫃</u>	4	3	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	七山村	山影、蟹川、滝川、桑原、久保、岩屋ノ 下、ユスノギ、境野、藪田、エナギ、本 山、五間岩、仁部、大屋敷、山田、山 口、深坂	17	8	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	厳木町	岩詰、山中、天川、坂口、新屋敷、赤仁 田、平之、中島	8	4	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	相知町	五郎谷、藤原、東蔵野、太良、滝ノ元、 杉野、楠、萩平、庵の谷、湯屋、白岩、 尾部田、 <u>緑山</u>	13	6	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	北波多町	竹有、志気、岸山、矢代	4	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	肥前町	上ヶ倉、中浦、入野、 <u>土井ノ浦</u>	4	2	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	鎮西町	加倉	1	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	呼子町	愛宕	1	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
玄海町		藤平、諸浦、宮迫、下口	4	2	溪間工、山腹工、本数調整伐	
伊万里市		岩谷、東田代、立石、佐屋、丹花、五本 柳、松原、瑞泉寺、黒尾岳、浪瀬峠、牟 田良、屋敷野、長原、川原、深川内、立 川、十夜川内、峰、乙女、大久保、東下 浦丸、山崎古場、竹ノ古場、烏帽子	24	19	溪間工、山腹工、本数調整伐	
有田町	有田町	赤絵、戸杓、猪の子谷、南山、下南川良 山、大樽、穂波ノ尾、大野、岩崎、稗古 場、中樽、白川	12	11	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	西有田町	唐船山、開田、山谷牧、広瀬山、山下、 勝負、天導寺、広瀬、上本村、 <u>大木牧</u>	10	8	溪間工、山腹工、本数調整伐	
合 計			112	72		

6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期

(単位：ha)

特 定 保安林	市町村	要 整 備 森 林				実施すべき施業の方法及び時期等								そ な の 事 項 他 必 要	備考		
		番号	所 在			造 林				伐 採							
			位 置	林 班 小班群	小 班	面積	種 類	面 積	方 法	時 期	種 類	面 積	方 法			時 期	
2－水かん	唐津市	1	相知町伊岐佐字狩集1154-6	19-ニ	63-2	0.60						間伐	0.60	伐採率Ⅲ	R10.3.31	-	H16選定
計						0.60							0.60				

注) 1 特定保安林欄の番号は、特定保安林の指定順に付された一連番号で、「水かん」は水源かん養保安林を示す。

2 伐採の方法欄の伐採率は、71～100%を「Ⅰ」、31～70%を「Ⅱ」、30%以下を「Ⅲ」と区分している。

3 時期欄は、当該箇所の施業を完了すべき期限である。

4 備考欄には、選定調査年度を記載している。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

(単位: ha)

種類	森 林 の 所 在			施 業 方 法	
	市町村	区域 (大字)	面積	伐採方法	その他
水源かん養保安林	唐津市 (鏡) (鬼塚) (浜玉) (七山) (厳木) (相知) (北波多) (名護屋)	鏡・半田・宇木・柏崎 畑島・山田・千々賀 東山田・山瀬・谷口・岡口・平原 甲・洲上・平原乙・鳥巢 白木・藤川・荒川・馬川・池原・ 木浦・仁部 天川・星領・広川・鳥越・平之・ 浦川内・広瀬・中島・牧瀬・瀬戸 木場・浪瀬・厳木・うつば木・岩 屋 大野・黒岩・伊岐佐・千束・湯屋・ 田頭・楠・町切・長部田・平山上・ 平山下・佐里・牟田部 志気 馬渡島	5,191	1 伐採種 (1) 林況が粗悪な森林並びに伐 採の方法を制限しなければ、 急傾斜地、保安施設事業の 施行地等の森林で土砂が崩 壊し、又は流出する恐れが あると認められるもの及び その伐採跡地における成林 が困難になる恐れがあると 認められる森林にあっては、 択伐 (その程度が特に著し いと認められるものにあつ ては、禁伐) (2) その他の森林にあっては、 伐採種を定めない。 2 伐期齢 主伐は、市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上と する。 ただし、樹種又は林相を改 良するために必要と認められ る場合はこの限りではない。 3 伐採限度 (1) 伐採年度毎に皆伐による伐 採ができる1箇所当たりの 面積の限度は、省令で定め ることにより、その保安機 能の維持又は効果を図る必 要の程度に応じ、当該指定 施業要件を定める者が指定 する面積の範囲内とする。 (2) 伐採年度毎に択伐による伐 採ができる立木の材積は、 当該伐採年度の初日におけ る森林の立木材積に相当す る数に省令で定めることに より算出される択伐率を乗 じて得た数に相当する材積 を超えないものとする。 (3) 間伐について伐採年度毎に 択伐による伐採ができる立 木の材積は、当該伐採年度 の初日におけるその森林の 立木材積の3.5/10を超え ず、かつ、その伐採により その森林に係る樹冠の疎密 度が8/10を下まわっても、 当該伐採年度の翌年度の初 日から起算して概ね5年後 において樹幹疎密度が8/10 以上に回復することが確実 であると認められる範囲内 とする。	1 植栽方法 満1年以上の苗を、 概ね1ha当たり伐採跡 地につきの確な更新を 図るために必要なもの として農林水産省令で 定める本数以上の割合 で均等に分布するよう に植栽する。 2 植栽期間 伐採が終了した日を 含む伐採年度の翌伐採 年度の初日から起算し て2年以内に植栽する。 3 植栽樹種 スギ、ヒノキ、マツ 類の針葉樹及びクヌギ 等の当該地域で一般的 に造林が行われ、かつ 当該森林において的確 な更新が可能である高 木性の広葉樹等を植栽 する。
	伊万里市 (伊万里) (黒川) (波多津) (南波多) (大川) (二里) (東山代) (山代)	脇田町・大坪町甲・大川内町甲・ 大川内町丙・立花町 真手野・畑川内・牟田 木場 原屋敷・古里・高瀬・府招 川西・駒鳴・東田代・大川野・川 原 大里甲・大里乙・中里甲 長浜・大久保・滝川内・川内野 楠久・福川内・城・峰・久原・東 分	1,412		
	有田町 (有田) (西有田)	南山・古木場・大野・中樽・境野・ 応法・戸矢・桑古場・戸杓・南原 山谷牧・二ノ瀬・広瀬山・岳・上 山谷・立部・上内野・楠木原・北 ノ川内・下内野・上本・広瀬・山 本・下山谷・桑木原	766		
計			7,369		

(単位: ha)

種類	森 林 の 所 在			施 業 方 法	
	市町村	区域 (大字)	面積	伐採方法	その他
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	唐津市 (旧唐津)	菜畑・ニタ子・ニタ子二丁目・佐志・佐志浜町・枝去木・鳩川・八幡町・大島	(321) 553	1 伐採種 (1) 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 (2) その他の森林にあつては、択伐とする。	水源かん養保安林に同じ。
	(大良)	後川内			
	(鏡)	鏡・半田・宇木			
	(鬼塚)	山本・石志・畑島・養母田			
	(久里)	夕日			
	(湊)	相賀・湊町・横野			
	(浜玉)	横田下・東山田・渕上・谷口・五反田・平原甲・平原乙			
	(七山)	白木・藤川・荒川・馬川・池原・木浦・仁部・滝川			
	(厳木)	天川・星領・鳥越・平之・浦川内・広瀬・中島・牧瀬・浪瀬・厳木・岩屋・本山			
	(相知)	大野・黒岩・伊岐佐・千束・横枕・湯屋・田頭・楠・町切・相知・平山上・平山下・久保・牟田部			
	(北波多)	大杉・岸山・稗田・山彦・成瀬			
	(肥前)	納所・田野・寺浦・切木			
	(打上)	石室・打上・横竹			
	(名護屋)	馬渡島・加唐島・名護屋・野本			
	(呼子)	殿ノ浦			
	玄海町	石田・飯屋・大藪・有浦下・有浦上・諸浦・座内川・湯野尾	44		
	伊万里市 (伊万里)	木須町・大川内町甲・大川内町丙・立花町	431		
	(黒川)	大黒川・畑川内・立目・牟田・小黒川・椿原・黒塩			
	(波多津)	辻・筒井・木場・田代・内野・煤屋			
	(南波多)	原屋敷・府招			
	(大川)	駒鳴・東田代・川原			
	(二里)	大里甲・大里乙・中里甲・中里乙			
	(東山代)	大久保・滝川内			
	(山代)	久原・立岩・西分・西大久保・東分			
	有田町 (有田)	応法・南原・大樽・岩屋川内・戸杓・桑木場・大野・外尾町・黒牟田	(20) 132		
	(西有田)	仏ノ原・北ノ川内・山谷切口・岳・下山谷・楠木原・大木宿・広瀬山・上本・原明・山本・二ノ瀬			
計			(341) 1, 160		

(単位: ha)

種類	森 林 の 所 在			施 業 方 法	
	市町村	区域 (大字)	面積	伐採方法	その他
防風保安林	唐津市 (旧唐津)	菅牟田・大島・高島	243	1 伐採種 主伐は標準伐期齢以上の森林で原則として択伐とする。 2 択伐率は当該森林の択伐を終わった年度から択伐する年度までの年数に年成長率乗じたものとする。ただし、10分の3を超えてはならない。	1 植栽方法 水源かん養保安林に同じ。
	(鬼塚) (湊) (浜玉) (肥前)	畑島 相賀・湊町・屋形石・中里・神集島 洲上 納所・入野・星賀・鶴牧・田野・新木場・寺浦・仁田野尾・満越・中浦・切木・赤坂・向島			
防風保安林	(打上)	石室・打上・横竹・菖蒲・八床・加倉	21	※前記のとおり	※前記のとおり
	(名護屋) (呼子) 玄海町	加唐島・名護屋・串・野本 小川島・加部島・大友・小友 仮屋・普恩寺・有浦下・今村・牟形・湯野尾・田代			
計			264		
落石防止保安林	唐津市 (浜玉)	横田下	5	※前記のとおり	※前記のとおり
			5		
計			5		
潮害防備保安林	唐津市 (旧唐津)	大島・高島	(29)	※前記のとおり	※前記のとおり
	(鬼塚) (湊) (肥前) (名護屋) (呼子)	畑島 相賀・湊町・屋形石・神集島 星賀・新木場・入野・田野・寺浦 加唐島 大友			
計			(29)		
干害防備保安林	伊万里市 (伊万里)	大坪町乙	13	※前記のとおり	※前記のとおり
	有田町 (西有田)	桑木原・山本・上山谷・山谷切口	5		
計			18		
魚つき保安林	唐津市 (肥前) (名護屋) (呼子)	納所・星賀・鶴牧・入野・田野 波戸 小友	13	※前記のとおり	※前記のとおり
	玄海町	仮屋・今村・牟形	1		
魚つき保安林	伊万里市 (山代)	峰	1	※前記のとおり	※前記のとおり
			1		
計			15		
航行目標保安林	唐津市 (名護屋) (呼子)	波戸 加部島	2	※前記のとおり	※前記のとおり
			2		
計			2		
風致保安林	唐津市 (名護屋)	名護屋	6	※前記のとおり	※前記のとおり
			6		
計			6		

(単位: ha)

種類	森 林 の 所 在			施 業 方 法	
	市町村	区域 (大字)	面積	伐採方法	その他
保 健 保 安 林	唐津市 (旧唐津)	菜畑・西唐津・二太子・佐志・八幡町	(75) 16	1 伐採種 (1)地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 (2)その他の森林にあつては、択伐とする。 2 伐期齢及び伐採限度 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	(湊)	相賀			
	(浜玉)	鳥巢			
	(相知)	平山上			
	(呼子)	呼子			
	伊万里市 (伊万里)	大川内町丙	(89)	2 伐期齢及び伐採限度 水源かん養保安林に同じ。	
	(黒川)	真手野・牟田			
	(南波多)	原屋敷・高瀬・府招			
	(大川)	駒鳴・東田代			
	(二里)	大里甲・大里乙			
	有田町 (有田)	戸杓・大樽・境野・古木場・南原	(159)		
	(西有田)	山谷牧・二ノ瀬			
計			(323) 16		
自然環境 保全地域	唐津市 (七山)	池原	8	禁伐とする。	天然更新
計			8		
国定公園第1種特別地域	唐津市 (湊)	湊町・屋形石・神集島	316	次に掲げる基準に適合するもの。 (1)単木択伐法によるものであること。 (2)当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10%以下であること。 (3)当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。	1 植栽方法 原則天然更新とする。ただし、跡地更新の確保を目的とした伐採跡地は人工植栽とする。
	(肥前)	梅崎・満越・中浦・杉浦野			
	(名護屋)	馬渡島・波戸・名護屋			
	(呼子)	加部島			
	計		316		
国定公園第2種特別地域	唐津市 (旧唐津)	神田・竹木場・見借・浦・鳩川・大島・高島	1,410	次に掲げる基準のいずれかに適合するもの。 (択伐法によるもの) (1)当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 (2)当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。 (3)公園事業に係る施設及び集団施設地区の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。	1 植栽 原則天然更新とする。ただし、伐採跡地は人工植栽とする。
	(大良)	後川内			
	(鏡)	鏡			
	(湊)	相賀・湊町・屋形石・横野			
	(七山)	白木			
	(肥前)	瓜ヶ坂・新木場・梅崎・満越			
	(名護屋)	馬渡島・加唐島・波戸・名護屋・野本			
	(呼子)	加部島・大友・小友・呼子・殿ノ浦			
	玄海町	石田	6		
	伊万里市 (黒川)	畑川内・立目・大黒川	44		
	(東山代)	長浜・東大久保			

(単位: ha)

種類	森 林 の 所 在			施 業 方 法	
	市町村	区域 (大字)	面積	伐採方法	その他
国定公園第2種特別地域				(皆伐法によるもの) (1) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。 (2) 1伐区の面積が2ha以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。 (3) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。 (4) 利用施設等の周辺 (造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。) において行われるものでないこと。	
	計		1,460		
国定公園第3種特別地域	唐津市 (旧唐津) (大良) (鏡) (湊) (浜玉) (肥前) (打上) (名護屋) (呼子)	見借・佐志・大島・高島 後川内 鏡・半田 神集島 浜崎・横田下・東山田 納所・星賀・鶴牧・犬頭・入野・ 田野・梅崎・満越・中浦・杉野浦・ 湯野浦 石室 馬渡島・加唐島・波戸・名護屋・ 野本 小川島・加部島	1,737	普通林に準ずる。	普通林に準ずる。
	玄海町	仮屋・大藪・浜野浦・今村・新田・ 大串新田・牟形	103		
	伊万里市 (黒川) (波多津) (東山代) (山代)	横野・清水・立目・大黒川 辻・煤屋 滝川内 峰	308		
	計		2,148		
県立自然公園第1種特別地域・・・	有田町		4	国定公園第1種に準ずる。	国定公園第1種に準ずる。
	計		4		
県立自然公園第2種特別地域・・・	伊万里市		48	国定公園第2種に準ずる。	国定公園第2種に準ずる。
	有田町		202		
	計		250		

(単位：ha)

種類	森 林 の 所 在			施 業 方 法	
	市町村	区域（大字）	面積	伐採方法	その他
県立自然 公園第3 種特別地 域・・・	唐津市		320	国定公園第3種に準ずる。	国定公園第3種に準ずる。
	伊万里市		103		
	有田町		353		
	計		776		

(附) 参 考 资 料

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

(単位 面積：ha, 比率：%)

区 分		区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100
			総数②	国有林	民有林	
総 数		84,462	44,428	5,275	39,153	53
市町村別内訳	唐津市	48,760	25,394	2,307	23,088	52
	玄海町	3,592	983	－	983	27
	伊万里市	25,525	14,208	1,711	12,497	56
	有田町	6,585	3,843	1,258	2,585	58

資料：区域面積…国土交通省国土地理院「令和4年全国都道府県市区町村別面積調べ」

国有林…九州森林管理局調べ（令和4年度）

民有林…森林法第5条民有林面積（県森林整備課・令和4年度）

※ 四捨五入により計は必ずしも一致しない

(2) 地況

ア 気候

観 測 地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	備 考
	最高	最低	年平均		
唐津	35.9	-2.0	16.9	1,941	平成29年～令和3年の平均値
伊万里	36.6	-3.4	16.4	2,338	

資料：気象庁HPの「過去の気象データ」

イ, ウ 地勢、地質、土壌については計画大綱に同じ

(3) 土地利用の現況

(単位：ha)

区 分		総 数	森 林	農 地			そ の 他	
				総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地
総 数		84,462	44,429	11,633	7,852	3,789	28,400	4,609
市町村別内訳	唐津市	48,760	25,395	6,550	3,960	2,600	16,815	2,418
	玄海町	3,592	983	909	575	334	1,700	188
	伊万里市	25,525	14,208	3,440	2,640	798	7,877	1,493
	有田町	6,585	3,843	734	677	57	2,008	510

資料：総数…国土交通省国土地理院「令和４年全国都道府県市区町村別面積調べ」

森林…国有林は九州森林管理局（令和４年度）

民有林は森林法第５条森林（県森林整備課・令和４年度）

農地…農林水産省「令和３年耕地及び作付け面積統計」

宅地…総務省「令和３年度固定資産の価格等の概要調査」

※ 四捨五入により計は必ずしも一致しない

(4) 産業別生産額

(単位：百万円)

区 分		総 生 産 額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	輸入税に課 せられる 税・関税	資本形成に 係る消費税 (控除)
			総 額	農 業	林 業	水産業				
総 数		778,982	26,661	23,910	624	2,127	279,415	471,761	13,218	12,075
市町村別内訳	唐津市	359,258	16,522	14,229	432	1,861	96,977	245,231	6,096	5,569
	玄海町	80,819	2,600	2,428	16	156	2,762	75,338	1,371	1,253
	伊万里市	283,996	5,739	5,489	140	110	163,120	114,720	4,819	4,402
	有田町	54,908	1,800	1,764	36	-	16,556	36,472	932	851

資料：県統計分析課「平成30年度市町民経済計算」

※ 計は四捨五入の関係で必ずしも一致しない

(5) 産業別就業者数

(単位:人)

区 分		総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業
			計	農 業	林 業	漁 業		
総 数		96,343	9,109	8,217	118	774	25,445	60,608
市 町 村 別 内 訳	唐津市	56,466	5,930	5,197	69	664	12,895	36,706
	玄海町	3,224	679	615	5	59	816	1,729
	伊万里市	26,849	2,123	2,042	34	47	8,526	16,061
	有田町	9,804	377	363	10	4	3,208	6,112

資料：総務省統計局「令和2年国勢調査報告」

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

(単位 面積：ha 立木材積：千m³ 立竹：千束 成長量：千m³)

区 分		總 数			1 齡 級			2 齡 級			3 齡 級			4 齡 級			5 齡 級			6 齡 級			7 齡 級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量				
立 木 地	總 数	39,153	12,961	227	65	0	0	94	2	0	182	10	2	432	39	4	648	88	7	757	139	9	1,404	315	15	
		總数	35,455	12,961	227	65	0	0	94	2	0	182	10	2	432	39	4	648	88	7	757	139	9	1,404	315	15
		針	24,568	10,850	220	50	0	0	75	1	0	138	7	1	347	30	3	595	81	7	697	130	8	1,181	278	15
	広	10,887	2,111	7	16	0	0	19	0	0	45	3	0	84	9	1	53	7	0	60	9	0	223	36	0	
	總数	24,895	10,886	222	64	0	0	91	2	0	182	10	2	404	36	4	630	85	7	724	134	9	1,230	287	15	
	針	24,517	10,833	220	50	0	0	75	1	0	138	7	1	347	30	3	595	81	7	697	130	8	1,181	278	15	
天然林	広	378	53	1	15	0	0	16	0	0	44	3	0	57	6	0	35	5	0	27	4	0	49	8	0	
	總数	10,560	2,075	6	1	0	0	3	0	0	1	0	0	27	3	0	18	2	0	33	5	0	174	28	0	
	針	50	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	広	10,509	2,057	5	1	0	0	3	0	0	1	0	0	27	3	0	18	2	0	33	5	0	174	28	0	
竹 林		648																								
無立木地		2,519																								
	伐採跡地	108																								
	未立木地	2,411																								

区 分		8 齢 級			9 齢 級			10 齢 級			11 齢 級			12 齢 級			13 齢 級			14 齢 級			15 齢 級 以上		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
総 数	総 数	1,961	571	21	2,854	941	25	4,194	1,522	32	6,106	2,371	39	6,029	2,480	31	5,266	2,201	23	3,015	1,286	11	2,448	996	8
	針	1,576	504	20	2,207	823	25	3,105	1,318	32	4,225	1,999	38	4,062	2,087	30	3,270	1,801	23	1,777	1,036	11	1,263	755	8
	広	385	67	1	647	119	1	1,089	205	1	1,881	372	1	1,967	394	1	1,996	400	1	1,237	249	0	1,186	241	0
立 木	総 数	1,632	514	20	2,228	827	25	3,109	1,318	32	4,228	1,999	37	4,059	2,085	30	3,254	1,795	23	1,779	1,036	11	1,281	757	8
	針	1,576	504	20	2,207	823	25	3,101	1,317	32	4,219	1,998	37	4,052	2,084	30	3,252	1,795	23	1,773	1,035	11	1,252	751	8
	広	56	10	0	20	4	0	8	2	0	9	2	0	7	1	0	1	0	0	0	5	1	0	30	6
地	総 数	329	57	0	627	115	1	1,085	204	1	1,878	372	1	1,969	395	1	2,012	406	1	1,236	250	0	1,167	239	0
	針	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	0	9	3	0	18	6	0	4	1	0	11	4	0
	広	329	57	0	627	115	1	1,082	203	1	1,873	370	1	1,960	392	1	1,994	400	1	1,232	248	0	1,156	235	0

資料：県森林整備課（令和4年掲）

※ 四捨五入により計は必ずしも一致しない

(2) 制限林普通林別森林資源表

(単位 面積：ha 立木材積：千m³ 立竹：千束 成長量：千m³)

区分	総数	立木										地										竹林			無立木地	
		総数			人			林				天				然				林			伐採跡地	未立木地		
					数		単層林		複層林		総		数		育成単層林		育成複層林		天然生林							
					針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広	針	広				
総数	面積	39,153	24,568	10,887	24,895	24,517	378	24,761	24,397	364	134	120	14	10,560	50	10,509	-	-	-	5	10,555	50	10,505	2,519	108	2,411
	材積	12,961	10,850	2,111	10,886	10,833	53	10,834	10,782	52	52	51	2	2,075	18	2,057	-	-	-	1	2,074	18	2,056	4,796	-	-
	成長量	227	220	7	222	220	1	220	219	1	1	1	0	6	0	5	-	-	-	0	6	0	5	11	-	-
制限林	面積	9,977	7,033	2,483	7,150	7,020	130	7,087	6,967	120	63	52	10	2,366	13	2,353	-	-	-	4	2,363	13	2,349	350	20	330
	材積	3,817	3,340	476	3,355	3,336	19	3,331	3,313	18	24	23	1	462	4	457	-	-	-	1	461	4	456	-	-	-
	成長量	63	61	2	62	61	0	61	61	0	1	0	0	2	0	2	-	-	-	0	2	0	2	-	-	-
普通林	面積	29,176	17,535	8,404	17,745	17,498	247	17,674	17,430	244	71	68	4	8,194	37	8,156	-	-	-	1	8,193	37	8,156	2,169	88	2,081
	材積	9,144	7,510	1,634	7,531	7,497	34	7,503	7,469	34	28	28	0	1,613	13	1,600	-	-	-	0	1,613	13	1,600	-	-	-
	成長量	164	159	5	160	159	1	159	158	1	1	1	0	4	0	4	-	-	-	0	4	0	4	-	-	-

資料：県森林整備課（令和4年度）

※ 四捨五入により計は必ずしも一致しない

(3) 市町村別森林資源表

(単位 面積:ha 立木材積:千m³ 立竹:千束 成長量:千m³)

区 分	総 数	地														竹 林			無 立 木 地										
		人				工 林				木				天 然 林															
		総 数				単 層 林		複 層 林		総 数		青成単層林		青成複層林		天然生林		総 数	伐採 跡地	未立 木地									
		総数	針	広		総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広				総数	針	広						
総 数	面積	39,153	35,455	24,568	10,887	24,895	24,517	378	24,761	24,397	364	134	120	14	10,560	50	10,509	-	-	5	-	5	10,555	50	10,505	1,179	2,519	108	2,411
	材積	12,961	12,961	10,850	2,111	10,886	10,833	53	10,834	10,782	52	51	2	2,075	18	2,057	-	-	1	-	1	-	2,074	18	2,056	648	-	-	
	成長量	227	227	220	7	222	220	1	220	219	1	1	1	0	6	0	5	-	-	-	-	-	6	0	5	-	-	-	
唐津市	面積	23,088	21,063	14,924	6,139	15,184	14,880	304	15,051	14,761	291	133	119	13	5,879	44	5,835	-	-	5	-	5	5,874	44	5,830	778	1,247	68	1,179
	材積	8,054	8,054	6,850	1,204	6,880	6,834	46	6,828	6,784	44	52	50	2	1,174	16	1,158	-	-	1	-	1	1,173	16	1,157	440	-	-	
	成長量	143	143	138	5	139	138	1	138	137	1	1	1	0	4	0	3	-	-	-	-	-	4	0	3	-	-	-	
玄海町	面積	983	805	340	465	343	340	3	343	340	3	-	-	-	461	-	461	-	-	-	-	-	461	-	461	72	106	7	99
	材積	233	233	145	87	146	145	0	146	145	0	-	-	-	87	-	87	-	-	-	-	-	87	-	87	30	-	-	-
	成長量	3	3	3	0	3	3	0	3	3	0	3	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-
伊万里市	面積	12,497	11,135	7,823	3,312	7,874	7,816	57	7,872	7,815	57	2	1	1	3,261	7	3,255	-	-	-	-	-	3,261	7	3,255	298	1,064	30	1,034
	材積	3,912	3,912	3,274	638	3,279	3,273	6	3,278	3,272	6	1	0	0	633	2	631	-	-	-	-	-	633	2	631	165	-	-	-
	成長量	69	69	68	2	68	68	0	68	68	0	0	0	0	1	0.0	1	-	-	-	-	-	1	0	1	-	-	-	-
有田町	面積	2,585	2,453	1,481	971	1,494	1,481	13	1,494	1,481	13	-	-	-	959	-	959	-	-	-	-	-	959	-	959	30	102	3	99
	材積	762	762	581	182	581	581	1	581	581	1	-	-	-	181	-	181	-	-	-	-	-	181	-	181	13	-	-	-
	成長量	12	12	12	1	12	12	0	12	12	0	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-

資料：県森林整備課（令和4年度）

※ 四捨五入により計は必ずしも一致しない

(4) 所有形態別森林資源表

(単位 面積:ha 立木材積:千m³ 立竹:千束 成長量:千m³)

区 分	総数	立										木 地										竹 林			無 立 木 地							
		人					工					林					天 然											林				
		総 数					育成単層林					育成複層林					総 数											育成単層林				
		総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広				
総 数	面積	39,153	35,455	24,568	10,887	24,895	24,517	378	24,761	24,397	364	134	120	14	10,560	50	10,509	5	5	10,555	50	10,505	1,179	2,519	108	2,411						
	材積	12,961	12,961	10,850	2,111	10,886	10,833	53	10,834	10,782	52	52	51	2	2,075	18	2,057	1	1	2,074	18	2,056	648	-	-	-						
	成長量	227	227	220	7	222	220	1	220	219	1	1	1	0	6	0	5	0	0	6	0	5	-	-	-	-						
県有林	面積	1,203	1,193	1,048	144	1,084	1,048	36	1,041	1,016	25	43	32	11	109	-	109	-	3	105	-	105	2	8	2	6						
	材積	582	582	556	26	560	556	4	542	539	3	18	17	1	22	-	22	-	1	21	-	21	1	-	-	-						
	成長量	8	8	8	0	8	8	0	8	8	0	0	0	0	0	-	0	-	0	0	-	0	-	-	-	-						
市町村有林	面積	2,678	2,525	1,842	683	1,864	1,831	33	1,864	1,831	33	-	-	-	661	11	650	-	-	661	11	650	7	145	2	143						
	材積	1,037	1,037	910	127	911	906	5	911	906	5	-	-	-	126	4	122	-	-	126	4	122	3	-	-	-						
	成長量	16	16	17	1	16	16	0	16	16	0	-	-	-	1	0	1	-	-	1	0	1	-	-	-	-						
財産区有林	面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	材積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	成長量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
私有林	面積	35,272	31,737	21,678	10,060	21,947	21,638	309	21,856	21,550	306	91	88	3	9,791	40	9,751	-	1	9,789	40	9,750	1,169	2,366	103	2,262						
	材積	11,342	11,342	9,384	1,958	9,415	9,370	45	9,381	9,336	44	34	34	0	1,927	14	1,913	-	0	1,927	14	1,913	644	-	-	-						
	成長量	202	202	196	6	197	196	1	197	196	1	1	1	0	5	0	5	-	0	5	0	5	-	-	-	-						

※ 四捨五入により計は必ずしも一致しない

(5) 制限林の種類別面積

(単位：ha)

区分	保安林				保安施設地区	砂防指定地	自然公園				都道府県立自然公園				計				その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	保安林		その他				国立公園		特別保護地区		小計		小計		小計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	水源	土砂	土砂	その他			第一種	第二種	第三種	地種区分未定地域	第一種	第二種	第三種	地種区分未定地域	第一種	第二種	第三種	地種区分未定地域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	かん養保安林	流出防備保安林	崩壊防備保安林	の保安林			特別保護地区	特別保護地区	特別保護地区	特別保護地区	特別保護地区	特別保護地区	特別保護地区	特別保護地区	特別保護地区	特別保護地区	特別保護地区	特別保護地区		特別保護地区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
分	(-) 7,369	(341) 1,160	(-) 326	(352) 8,855	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：県森林整備課、環境課（令和4年3月31日現在）

※ 保安林で上段（ ）書きは兼種で外書きしている

※ 文化財保護法による指定は、箇所数で、合計数からは除いている。

(6) 樹種別材積表

(単位：千m³)

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他	合計
総数	7,778	2,955	117	43	2,068	12,961
人工林	7,778	2,955	99	40	13	10,886
天然林	-	-	18	2	2,055	2,075

資料：県森林整備課（令和4年度）

(7) 特定保安林の指定状況

(単位：ha)

市町村	特 定 保 安 林					要整備森林		備 考
	番 号	面 積				箇所数	面 積	
		総 数	人工林	天然林	その他			
総 数		38	38	-	-	1	1	
唐津市	2	38	38	-	-	1	1	

資料：県森林整備課（令和4年度）

(8) 山地災害危険地等の面積

(単位：ha)

区 分		山 地 災 害 危 険 地							
		山腹崩壊		崩壊土砂流出		地すべり		計	
		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
総 数		588	1,335.00	464	320.30	61	1,981.00	1,113	3,636.30
市 町 別 内 訳	唐津市	317	605.00	271	203.75	8	377.00	596	1,185.75
	玄海町	57	123.00	3	1.29	-	-	60	124.29
	伊万里市	128	407.00	113	67.58	46	1,049.00	287	1,523.58
	有田町	86	200.00	77	47.68	7	555.00	170	802.68

資料：県森林整備課（山地災害危険地調査）

※令和4年3月31日現在更新

(9) 森林の被害

(単位 面積：ha 材積：m³)

区 分		松くい虫		森林火災	気象害
		被害面積	被害材積	被害面積	被害面積
総 数		182.1	457	1.04	0.12
町 村 別 内	唐津市	132.1	357	0.49	0.12
	玄海町	－	－	0.04	－
	伊万里市	－	－	0.34	－
	有田町	50.0	100	0.17	－

※被害面積は延べ面積、被害材積は実損材積の過去3カ年分（令和元年～令和3年）の合計である。

(10) 防火線等の整備状況

該当無し

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別経営体数

(単位：経営体)

区 分		総 数	3ha 未満	3～5ha 未満	5～10ha 未満	10～50ha 未満	50ha～ 以上
総 数		144	6	38	39	48	11
市 村 別 内 訳	唐津市	95	4	20	29	34	8
	玄海町	2	x	x	x	x	x
	伊万里市	33	2	12	8	10	1
	有田町	14	－	6	2	4	2

資料：2020年農林業センサス

(2) 森林経営計画の認定状況

(単位 面積：ha)

区 分		総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
		人 数	面 積	人 数	面 積	人 数	面 積	
総 数		(185) 187	(1,697.39) 2,103.14	(2) 4	(881.03) 1,286.78	(183) 183	816.36 816.36	
市 町 村 別 内 訳	唐津市	(176) 177	(1,627.94) 1,991.48	(2) 3	(881.03) 1,244.57	(174) 174	(746.91) 746.91	
	玄海町	(－) －	(－) －	(0) 0	(0.00) 0.00	(0) 0	(0.00) 0.00	
	伊万里市	(9) 9	(69.45) 69.45	(0) 0	(0.00) 0.00	(9) 9	(69.45) 69.45	
	有田町	(0) 1	(0.00) 42.21	(0) 1	(0.00) 42.21	(0) 0	(0.00) 0.00	

資料：県林業課(令和4年3月31日現在)

- 1 市町別の人数欄と面積欄には、当該市町に存在する森林についてたてられている森林経営計画の認定森林所有者数及び面積であり、上段括弧書きは、その市町に在住し、かつ、森林を所有する認定森林所有者数と面積を記載。
- 2 総数欄の人数は、市町別に記載した値の合計ではなく、当該森林計画区の認定森林所有者数である。

(3) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

(単位 員数:人 金額:千円 面積:ha)

市町村名		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総 数	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
森林組合	総 数	2	5,400	－	185,355	17,868	
	唐津市	まつら	2,284	－	121,349	10,367	
	伊万里市	伊万里西松浦	3,116	－	64,006	7,501	
	有田町						
生産森林組合	総 数	31	2,029	－	171,933	1,671	
	唐津市	宇木	93	－	6,695	60	
		半田	133	－	665	337	
		鏡	189	－	6,580	33	
		湊岡	186	－	9,916	31	
		三構	50	－	2,820	277	
		山田	44	－	3,010	169	
		今坂	60	－	4,050	74	
		赤坂	6	－	1,890	16	
		杉野浦	38	－	2,665	10	
		萬賀里川	24	－	1,770	18	
		菖津	70	－	4,968	8	
		天川	62	－	6,426	60	
		岩屋	27	－	9,685	64	
		浦川内	46	－	7,600	49	
		伊岐佐上	60	－	2,700	49	
		千束	33	－	8,640	10	
		佐里	140	－	34,106	35	
		久保	28	－	6,600	5	
	玄海町	藤平	13	－	4,940	10	

(単位 員数:人 金額:千円 面積:ha)

市町村名		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総 数	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
生 産 森 林 組 合	伊万里市	内野	48	－	767	4	
		木場	57	－	3,912	51	
		黒塩	18	－	3,309	33	
		駒鳴	75	－	6,375	140	
		真手野	46	－	2,022	13	
		立岩	91	－	1,739	15	
		古賀	121	－	1,573	36	
		小黒川	31	－	5,012	14	
		脇野	82	－	4,704	8	
		白野	50	－	4,350	5	
		富士町	38	－	2,544	6	
		府招上	70	－	9,900	31	

資料：県生産者支援課（令和4年3月31日現在）

イ 事業内容及び活動状況等

I 計画の大綱に前出

(4) 林業事業体等の現況

(単位:事業体数)

区 分		素材生産業	木材卸売業 (うち素材 市売市場)	木材・木製品製造業		その他
				製造業	その他	
総 数		29	2	17	－	29
市 町 村 別 内 訳	唐津市	15	1	5	－	11
	玄海町	3	－	－	－	－
	伊万里市	9	1	7	－	12
	有田町	2	－	5	－	6

資料：県林業課（令和4年3月31日現在）

(5) 林業労働力の概況

林業就業者数の動向

(単位：人)

市町村名		S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	備考
総数		190	182	129	164	128	101	175	136	111	
市町村別内訳	唐津市	110	108	79	98	78	53	116	87	56	
	玄海町	5	9	9	10	13	11	4	7	7	
	伊万里市	68	56	35	40	28	23	42	32	43	
	有田町	7	9	6	16	9	14	13	10	5	

資料：国勢調査

※唐津市、有田町は、H24現在の唐津市、有田町で、H12以前の人数は、旧市町を含む。

(6) 林業機械化の概況

(高性能林業機械の保有状況)

(単位：台)

番号	機 械 種 名	森林組合 (生産森林組合含む)		その他事業体	合計
		伊万里西松浦 森林組合	まつら 森林組合		
1	プロセッサ (枝払い・玉きりする自走機械)	-	5	7	12
2	ハーベスタ (伐採・枝払い・玉切りする自走機械)	1	1	1	3
3	フォワーダ (集材専用車輛)	2	6	3	11
4	タワーヤード (元柱を具備した自走式集材車輛)	-	-	-	-
5	スイングヤード (簡易索道方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備する)	1	4	1	6
6	その他の高性能林業機械	-	-	5	5
合計		4	16	17	37

資料：県林業課（令和4年3月31日現在）

(7) 作業路網等の整備の概況

路線数 1,508 路線

延 長 508.1 km

資料：県森林整備課（令和4年3月31日現在）

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積：千 m^3 実行歩合：%)

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	227	280	507	249	167	416	110%	60%	82%
針葉樹	220	280	500	213	167	380	97%	60%	76%
広葉樹	7	-	7	36	-	36	514%	-	514%

※ 1 計画欄は前計画の前半 5 カ年の計画量。

※ 2 実行欄は前計画の前半 5 カ年の実行量。

(2) 間伐面積

(単位 面積：ha 実行歩合：%)

計 画	実 行	実行歩合
6,699	2,438	36%

※ (1)の注に同じ

(3) 人工造林・天然更新別面積

(単位 面積：ha 実行歩合：%)

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
427	305	71%	407	260	64%	20	45	225%

※ (1)の注に同じ

(4) 林道の開設及び拡張の数量

(単位 延長：km 実行歩合：%)

区 分	開 設 延 長			改 良 ・ 舗 装 延 長		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基幹路網	16.9	6.9	41%	2.5	0.3	12%
うち林業専用道	3.1	2.1	68%	-	-	-

※ (1)の注に同じ

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

(単位 面積：ha 実行歩合：%)

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
水源かん養のための保安林	7,671	7,371	96%	-	-	-
災害防備のための保安林	2,224	1,819	82%	-	-	-
保健、風致の保存のための保安林	362	362	100%	-	-	-
計	9,552	8,859	93%	-	-	-

※ (1)の注に同じ

※ 計の欄は、2以上の目的を達成するために指定されている保安林があるため、内訳に一致しない。

イ 保安施設地区の面積

(単位 面積：ha 実行歩合：%)

計 画	実 行	実行歩合
-	-	-

※ (1)の注に同じ

ウ 治山事業の数量

(単位 実行歩合：%)

治山事業施工地区数	計 画	実 行	実行歩合
	46	22	48%

※ (1)の注に同じ

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

(単位 面積：ha 実行歩合：%)

施業区分		計 画	実 行	実行歩合
造 林	総 数	1.91	1.91	100%
	人工造林	1.91	1.91	100%
	天然更新	-	-	0%
保 育		-	-	0%
伐 採	総 数	43.52	42.92	99%
	主 伐			0%
	間 伐	43.52	42.92	99%
その他		-	-	0%

※ (1)の注に同じ

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

（単位 面積：ha）

農 用 地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅, 別荘, 工場 等建物敷地及び その附帯地	太陽光, 風力発 電関連用地	採石採土地	そ の 他	合 計
8	-	26	50	9	21	114

※1 面積欄には、前計画の前半5カ年に対応する異動面積を記載する。

※2 農用地は、田、畑、樹園地とする。

(2) 森林以外より森林への異動

（単位 面積：ha）

原 野	農 用 地	そ の 他	合 計
3	5	5	13

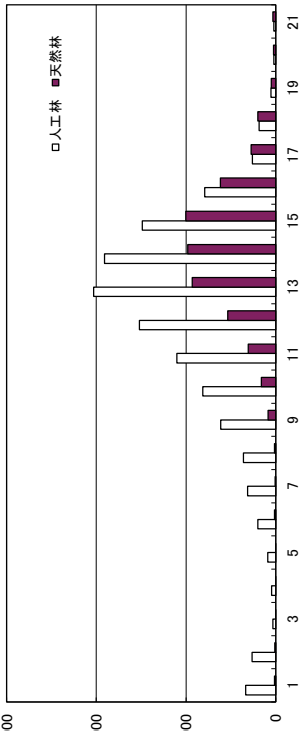
※ (1)の注に同じ

6 森林資源の推移(R4樹立－佐賀西部地区)

(1)分期別伐採立木材積等

分 期		単位 面積 :ha、材積 :千m ³ 延長:km											
		第Ⅰ分期	第Ⅱ分期	第Ⅲ分期	第Ⅳ分期	第Ⅴ分期	第Ⅵ分期	第Ⅳ分期	第Ⅳ分期	第Ⅳ分期	第Ⅳ分期	第Ⅳ分期	第Ⅳ分期
立 木	総 数	560	679	684	680	678	632	563	465				
	人工林	553	676	683	680	677	631	562	465				
	天然林	7	3	1	0	1	1	1	0				
伐 採	総 数	285	374	463	531	561	550	508	422				
	人工林	278	371	462	531	560	549	507	422				
	天然林	7	3	1	0	1	1	1	0				
材 積	総 数	275	305	221	159	117	82	55	43				
	人工林	275	305	221	159	117	82	55	43				
	天然林												
新計画における計画量 (Ⅰ分期＋Ⅱ分期)	総 数	552	703	839	946	1,006	1,029	987	943				
	人工造林	528	671	815	924	985	1,009	966	923				
	天然更新	24	32	24	22	21	20	21	20				
	主伐	659	人工造林	1,199									
	間伐	580	天然更新	56									

第Ⅲ分期(10年後)
資源表
面積(ha)



(2)分期別期首資源表

区 分	積 面																							
	総数	1 齢級	2 齢級	3 齢級	4 齢級	5 齢級	6 齢級	7 齢級	8 齢級	9 齢級	10 齢級	11 齢級	12 齢級	13 齢級	14 齢級	15 齢級	16 齢級	17 齢級	18 齢級	19 齢級	20 齢級	21 齢級 以上	材積	
第Ⅰ分期	総 数	35,454	65	94	183	431	648	757	1,404	1,961	2,855	4,194	6,106	6,028	5,266	3,015	1,153	838	224	104	60	33	35	12,944
	人工林	24,895	64	91	182	404	630	724	1,230	1,632	2,228	3,109	4,228	4,059	3,254	1,779	600	440	127	51	26	14	23	10,867
	天然林	10,559	1	3	1	27	18	33	174	329	627	1,085	1,878	1,969	2,012	1,236	553	398	97	53	34	19	12	2,077
第Ⅱ分期	総 数	35,452	552	65	94	183	431	648	756	1,401	1,956	2,842	4,163	6,034	5,921	5,142	2,923	1,113	803	212	99	57	57	13,683
	人工林	24,909	528	64	91	182	404	630	724	1,230	1,631	2,221	3,086	4,165	3,958	3,132	1,688	560	405	115	46	23	26	11,581
	天然林	10,543	24	1	3	1	27	18	32	171	325	621	1,077	1,869	1,963	2,010	1,235	553	398	97	53	34	31	2,102
第Ⅲ分期	総 数	35,472	703	548	65	94	183	431	648	756	1,398	1,949	2,822	4,114	5,928	5,777	4,989	2,820	1,072	770	202	95	108	14,135
	人工林	24,923	671	528	64	91	182	404	630	724	1,229	1,626	2,205	3,041	4,064	3,816	2,981	1,585	520	372	105	42	43	12,012
	天然林	10,549	32	20	1	3	1	27	18	32	169	323	617	1,073	1,864	1,961	2,008	1,235	552	398	97	53	65	2,123
第Ⅳ分期	総 数	35,488	839	698	543	65	94	183	431	648	755	1,393	1,936	2,788	4,038	5,783	5,598	4,818	2,715	1,034	741	193	195	14,304
	人工林	24,937	815	671	528	64	91	182	404	630	723	1,225	1,614	2,173	2,968	3,921	3,639	2,810	1,481	482	343	96	77	12,170
	天然林	10,551	24	27	15	1	3	1	27	18	32	168	322	615	1,070	1,862	1,959	2,008	1,234	552	398	97	118	2,134
第Ⅴ分期	総 数	35,502	946	835	692	539	65	94	183	431	647	753	1,383	1,911	2,735	3,934	5,603	5,398	4,644	2,616	1,001	718	374	14,139
	人工林	24,951	924	815	671	528	64	91	182	404	629	721	1,216	1,590	2,121	2,865	3,743	3,439	2,638	1,382	449	320	159	11,992
	天然林	10,551	22	20	21	11	1	3	1	27	18	32	167	321	614	1,069	1,860	1,959	2,006	1,234	552	398	215	2,147
第Ⅵ分期	総 数	35,516	1,006	943	830	686	535	65	94	183	431	645	748	1,365	1,873	2,862	3,805	5,403	5,195	4,481	2,531	974	1,061	13,564
	人工林	24,965	985	924	815	671	528	64	91	182	404	627	716	1,198	1,552	2,048	3,238	2,475	1,297	422	448	448	11,419	
	天然林	10,551	21	19	15	15	7	1	3	1	27	18	32	167	321	614	1,068	1,860	1,957	2,006	1,234	552	613	2,145
第Ⅶ分期	総 数	35,530	1,029	1,003	939	826	681	533	65	94	183	430	640	738	1,336	1,819	2,571	3,860	5,199	5,004	4,340	2,462	1,978	12,751
	人工林	24,979	1,009	985	924	815	671	528	64	91	182	403	622	706	1,169	1,498	1,957	2,592	3,341	2,334	1,228	813	1,060	10,609
	天然林	10,551	20	18	15	11	10	5	1	3	1	27	18	32	167	321	614	1,068	1,858	1,957	2,006	1,234	1,165	2,142
第Ⅷ分期	総 数	35,544	987	1,026	999	935	822	678	531	65	94	182	427	631	721	1,296	1,752	2,468	3,513	5,007	4,839	4,226	4,345	11,310
	人工林	24,993	966	1,009	985	924	815	671	528	64	91	181	400	613	689	1,129	1,431	1,854	2,446	3,149	2,882	2,220	1,946	9,211
	天然林	10,551	21	17	14	11	7	1	3	1	27	18	32	167	321	614	1,067	1,858	1,957	2,006	1,234	552	613	2,099
第Ⅸ分期	総 数	35,559	943	984	1,022	985	932	820	676	529	65	94	181	421	616	697	1,246	1,677	2,364	3,375	4,842	4,705	4,375	9,353
	人工林	25,007	923	966	1,009	985	924	815	671	527	64	91	180	394	598	665	1,079	1,356	1,750	2,308	2,984	2,748	3,970	7,334
	天然林	10,552	20	18	13	10	8	5	5	2	1	3	1	27	18	32	167	321	614	1,067	1,858	1,957	4,405	2,019

7 その他

(1) 施業方法別の施業体系図

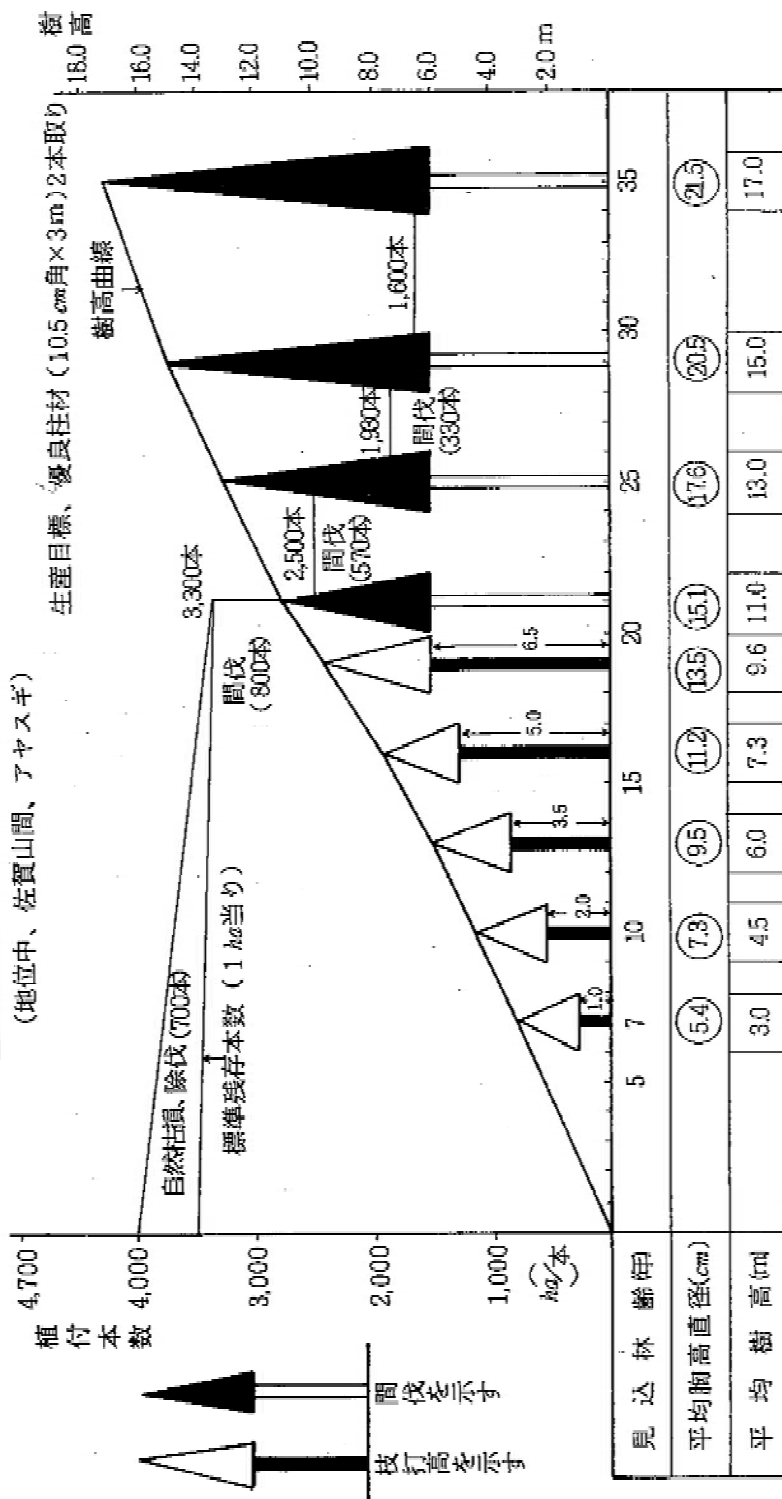
森林施業の実施による森林区分の調整について

森林施業	森林施業の内容
人工造林	人工林（育成単層林）の伐採跡地を行う人工造林
	天然林（天然生林）、未立木地等において樹種又は林相の改良（林種転換）を図るために行う人工造林
	人工林（育成単層林）を部分的に伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として成立させるために行う人工造林
	人工林（育成複層林）を部分的に伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として維持させるために行う人工造林
天然更新	比較的短伐期で繰り返し伐採が行われ、単層状態として維持されるぼう芽更新（必要に応じ萌芽等の人為を加えるもの）
	人工林を部分的に伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として成立させるために行う天然更新種子の結実状況、天然生稚樹の生育状況からみて確実なものに限る
	天然林（育成複層林）において、かき起こし、刈り払い、植え込み等の更新補助作業により複数の樹冠層を構成する森林として維持させるために行う天然更新
保育、間伐等	天然林（天然生林）において、かき起こし、刈り払い、植え込み等の更新補助作業により複数の樹冠層を構成する森林として成立させるために行う天然更新
	天然林（天然生林）において主として天然力を活用することによって行う天然更新
	人工林（単層林）内に既に天然木が生育しており、保育、間伐等により天然木が25%以上占め、複数の樹冠層を構成する森林へ誘導し維持させるもの
天然更新	天然林（天然生林）において既に更新樹が生育しており、保育、間伐等により積極的に人為を加えることによって、複数の樹冠層を構成する森林へ誘導し維持させるもの

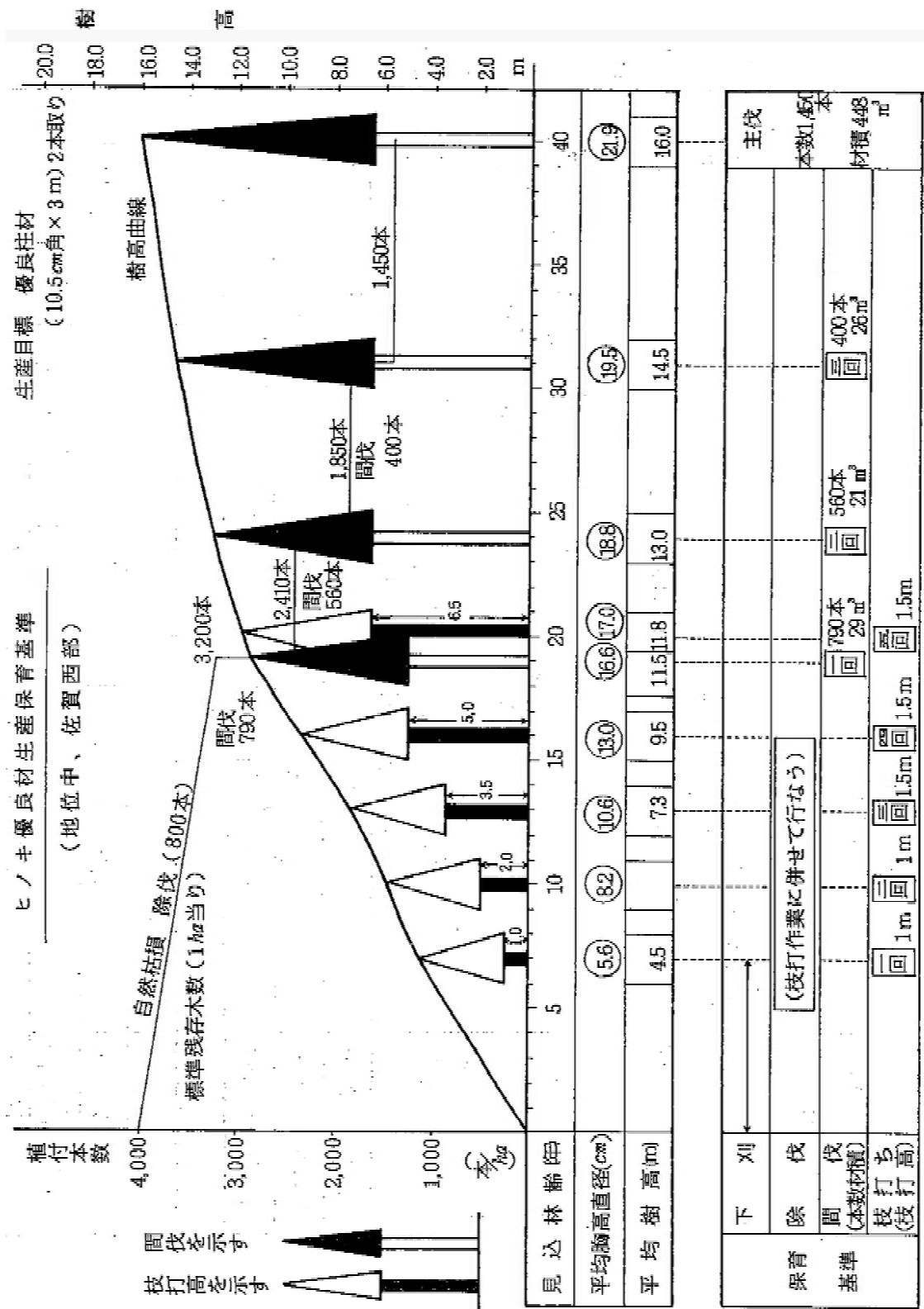
施業方法別の施業体系図

スギ優良材生産保育基準

(地位中、佐賀山間、アヤスギ)

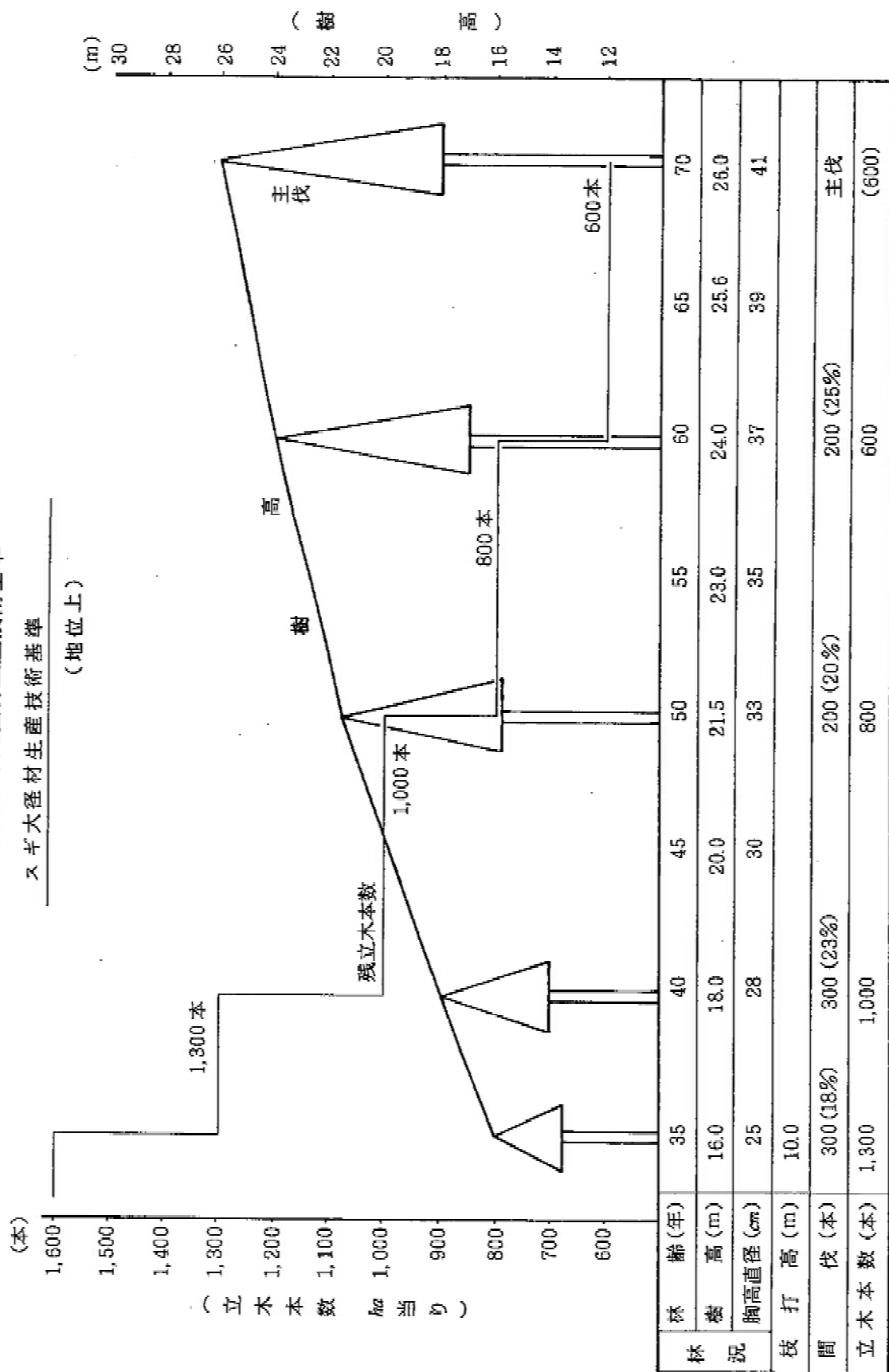


保育基準	下刈						主伐	
	除伐	枝打作業と併せて行なう					本数 1,600本	
	間伐 (本数・材積)						材積 490m³	
	枝打ち (枝打高)	一回 1m	一回 1m	一回 1.5m	一回 1.5m	一回 1.5m		



スギ、ヒノキ大径材生産技術基準

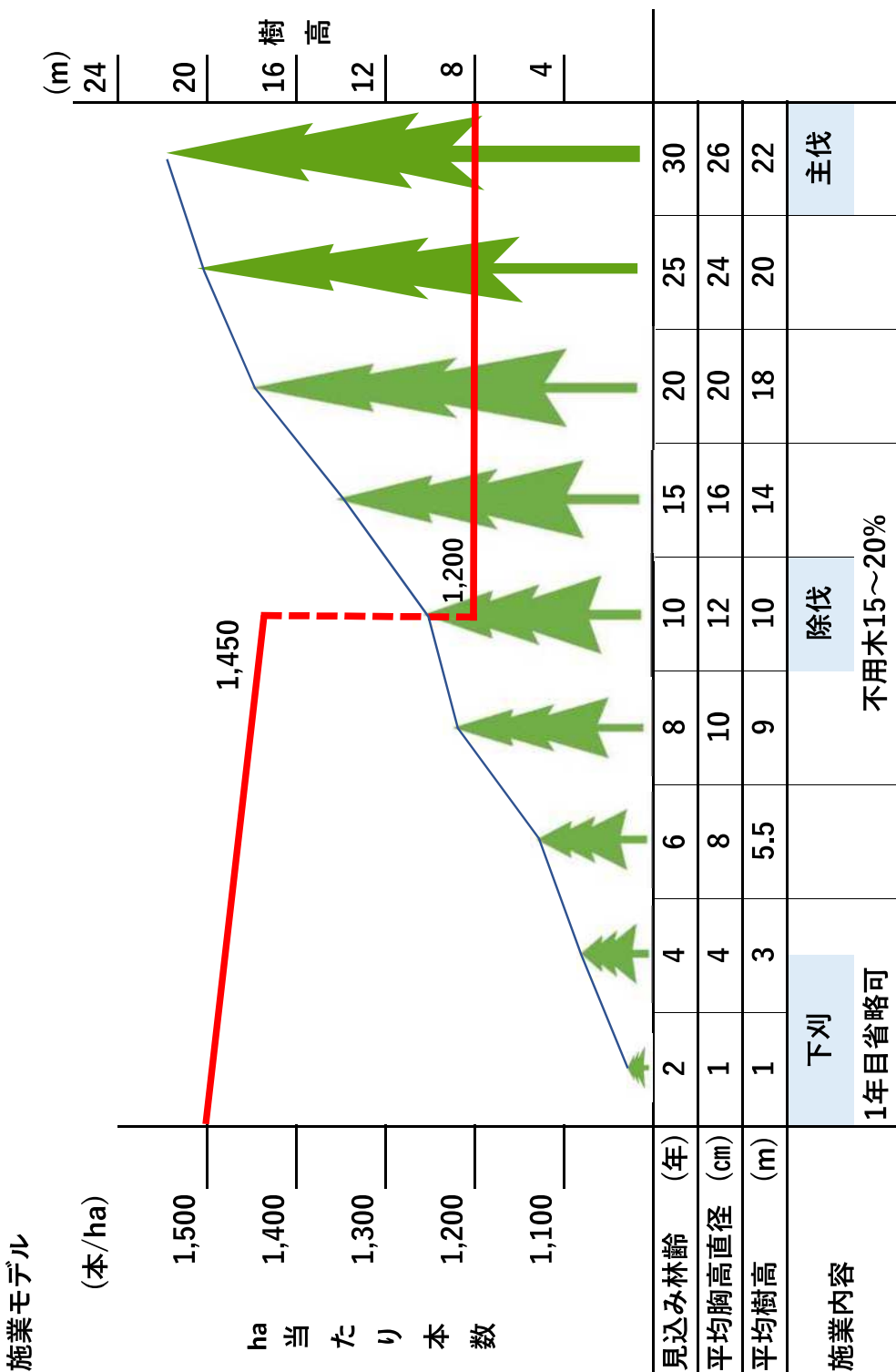
スギ大径材生産技術基準



複層林の施業体系図(例)



サガンスギの経営モデル①



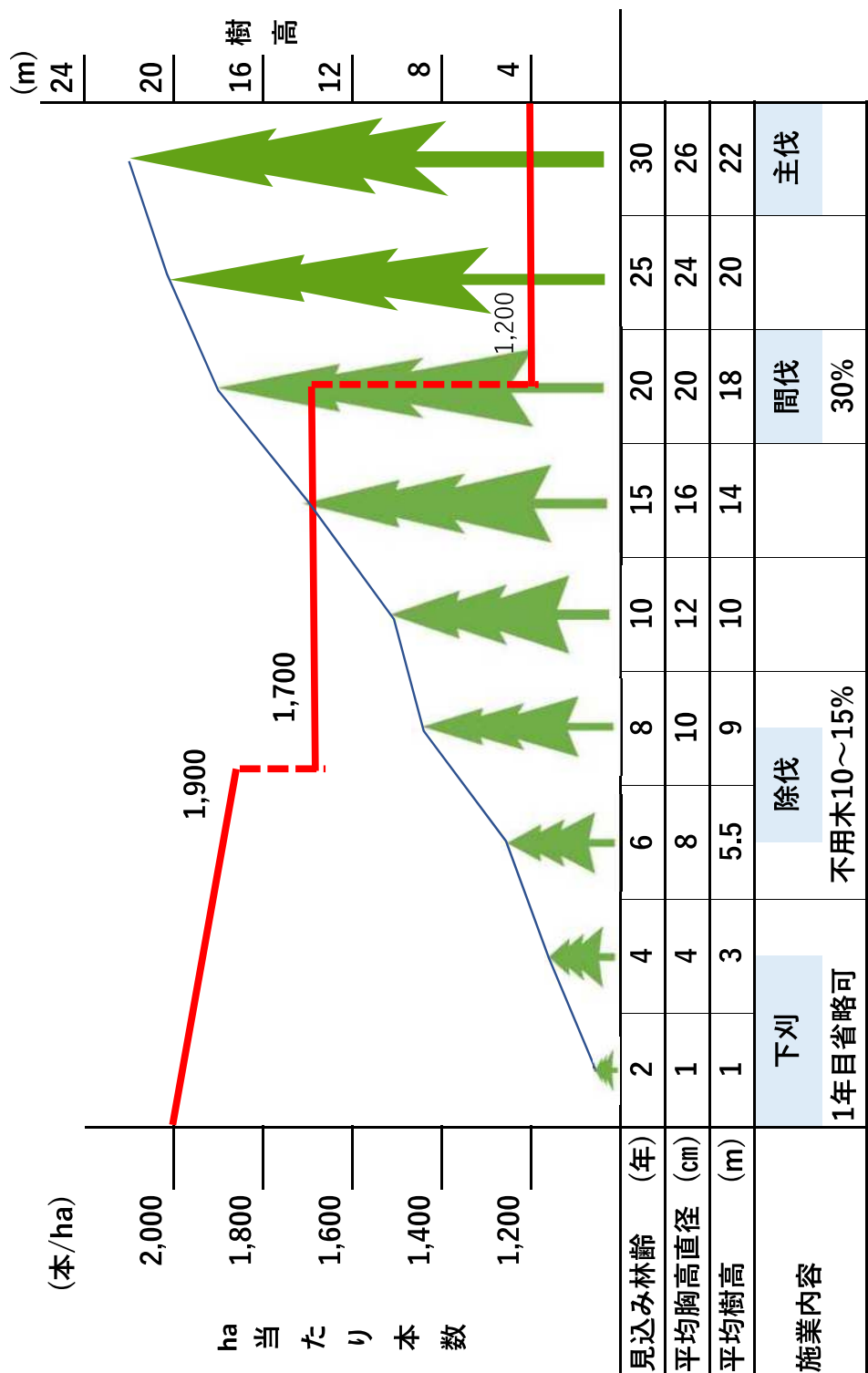
○生産目標

林齢：30年生 材積：0.56m³/本、672m³/ha 規格：12cm角×4m×2本

本数：1,200本/ha 目標：一般並材 10.5cm角×3m×1本

サガンスギの経営モデル②

施業モデル



○生産目標

林齢：30年生 材積：0.56m³/本、672m³/ha 規格：12cm角×4m×2本
本数：1,200本/ha 目標：一般並材 10.5cm角×3m×1本

(2) 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

主伐(皆伐)上限量の目安(千 m^3)
318

第2表 再造林率に応じた持続的伐採可能量(年間)

単位 再造林率: % 材積: 千 m^3

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	318	55	373
90	286		341
80	254		309
70	223		278
60	191		246
50	159		214
40	127		182
30	95		150
20	64		119
10	32		87

1) 本表は、育成単層林として維持すべき森林を対象に、Ⅱ第3の1の(2)で示す標準伐期齢を超える林齢の資源について、資源量を持続的に維持していくことが可能な伐採量の上限として算出される量

2) 第1表の計算方法は次のとおり。

$$E = Zw + (Vw - Vn) + Ta$$

E : 主伐(皆伐)材積の目安

Ta: 更新期間

Zw: 対象森林の期首時の年間成長量

Vw: 対象森林の期首時の立木材積

Vn: 基準立木材積(対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2)

3) 間伐立木材積は地域森林計画Ⅱの第6の1に定める計画量を記載する。

4) 記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でないことに注意。

(3) その他

天然更新の完了判断基準

1. 有用天然木の樹種

針葉樹及びカシ類、ナラ類、サワグルミ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、イス、サクラ、カエデ類、センノキ、ミズキ、キリ等の広葉樹

2. 有用天然木の樹高

0. 3 m以上（稚幼樹）

3. 有用天然木の出現本数

概ね3, 000本/ha以上（3本/10m²以上）

4. 更新確認調査

調査区は、5 m×5 m（25 m²）を1箇所以上設置し、上記1, 2, 3の要件を満たす有用天然木の本数を数える。

有用天然木の稚幼樹の発生状況が均一でないと判断される場合は、調査区を複数箇所設置する。

5. 更新確認の経過年数

天然更新が完了しているかの確認は、5年以内に天然更新ができているかで判断する。

5年を経過しても天然更新が完了されていないと判断される場合は、天然更新補助作業等の実施を検討し、確実な更新を図るものとする。

主な森林・林業関係用語集（五十音順）

育成単層林	森林を構成する林木の、一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽等）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ、維持していく施業。
育成複層林	森林を構成する林木を抜き伐りにより部分的に伐採し、人為（植栽等）により複数の樹冠を構成する森林として成立させ、維持していく施業。
枝打ち	完満な材を作るために、計画的に下枝の一部を幹に沿って、ナタや鋸等で除去する作業をいう。枝打ちの目的は、材の付加価値を高めることや病虫害の防止等のほか、林内に光を入れ、下層植生を生育させ、公益的機能の発揮を目指すことである。
間伐	混みすぎた森林を適正な密度にして健全な森林に導くために、また利用できる大きさに達した立木を徐々に収穫するために行う間引き作業。
高性能林業機械	1 台の機械で、多くの工程を処理したり、単一の工程を効率よく処理できる林業用の機械をいい、機械の種類にはフェラパンチャ（伐倒）、プロセッサ（玉切り・枝払い）、ハーベスタ（伐倒・玉切り・枝払い）、タワーヤーダ（集材）、スキッド（集材）、フォワード（集材運搬）、グラブブロー（玉切り・集材・積み込み）等がある。
混交林	2 種類以上の樹種からなる森林のことである。混交林は、性質の異なった樹種、たとえば針葉樹と広葉樹（針広混交林）が適当に配置されることによって、病虫害被害や山地災害に強い森林を作ることができる。
下刈り	幼齢の造林木の生育を妨げる雑草木を刈り取ることをいう。
市町村森林整備計画	市町村長が、その市町村内の森林について5年ごと10年を1期として樹立する、造林から伐採に至るまでの総合的な森林整備計画。
収量比数	林分密度管理図に示されている最多密度曲線に平行して示される線のことで、ある樹高のとき、その林分がもてる最大の幹材積に対する割合をいう。
主伐	伐期に達した成熟木を伐ることで、伐採に伴って後継樹の育成すなわち更新が必要になる。伐採方法としては禁伐、択伐、傘伐等がある。
除伐	新植した林がほぼうつ閉したときに行う保育作業で、造林の目的以外の樹種を取り除くことをいうが、目的樹種でも形質の劣る場合は併せて除くこともある。
全国森林計画	農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即し、全国の森林について5年ごと15年を1期としてたてる計画。
地域森林計画	民有林を対象として、森林計画区ごとに都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期としてたてる計画。
つる切り	下刈りを終了した後に、つる植物を切ることで、クズ、フジ、アケビ等のつる植物が植栽木に巻き付く場合、ナタや除草剤でこれらを除去する作業をいう。
天然生林	森林を主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業。国土の保全、自然環境の保全、主の保全等のための禁伐等の施業も含む。
特定保安林	保安林の指定目的の機能の発揮を確保するため、造林、保育、伐採等の施業を早急路実施する必要があると認められる保安林をいう。
保安林	森林の有する水源かん養、災害の防備、生活環境の保全等の公益機能を生じさせる森林を保安林（17種類）として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図り、目的の機能の維持・増進を図る。
要整備森林	特定保安林のうち、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施することが必要な森林。
流域管理システム	平成3年の森林法改正を契機に、多様な森林の整備を推進し、林業生産・流通・加工における条件の整備を図るため、流域を基本単位として民有林・国有林一体となって森林整備管理水準の向上等を推進することをいう。
林齢	林分が成立して経過した年数をいうが、人工林は、更新年度（植栽年度）を1年と数えるので、通常3年生の苗木を植栽するため、樹齢（実際の年齢）とは異なる。
齢級	ある一定の年齢の幅に林齢をまとめたものをいう。通常は5年ごとにまとめる。1 齢級は1～5年生をいう。